

午前十時 一分 開会

○議長（三ヶ尻正友君） ただいまから、継続市議会定例会を開会いたします。

本日の議事は、お手元に配付いたしてあります議事日程第四号により行います。

日程第一により、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告の順序により、発言を許可いたします。

なお、本日の質問通告をされている方が議場内に不在の場合は、会議規則第五十一条第四項の規定を適用し、順次、次の質問通告者を御指名し発言の許可をいたしますので、あらかじめ御了承をお願いします。

○二十三番（岩男三男君） 混乱する議会ではありますが、市民生活の向上と別府観光発展のために、市民の期待を担いながら一般質問をしていきたいと思えます。

最初に、さきの日曜日に行われました神楽女湖のしょうぶ園開き、この議場で、あのショウブに対してもう少し力を注いで別府観光の拠点にしてはどうかと村田長老からも意見がありまして、先般、市長も出席されてしょうぶ園開きがありましたけれども、大変花がきれいに咲いていまして、また、私の前を黒塗りの車が追い越していきましたので、私は駐車場に入りましたけれども、車が消えましたので、この車はしょうぶ園の中に入っていたのかな、そういう思いをしていましたけれども、すべての行事が終わって歩いて出ましたところ、前の方を市長初め助役、市の皆さん方が歩いてしょうぶ園に入って鑑賞をされている姿を参加していた方々が見て、ここはすばらしいね。駐車場が一つには離れて、あそこまで歩いていく。そしてアジサイや、まだ完全に咲きそろってないけれども、年を重ねるごとにアジサイロードになるのではなかろうか。市長も気さくな人で、歩いていましたね、こういう声がありました。

どうぞ、市長に冒頭をお願いですけれども、やはり余り離れたところにおらず、市民と同じ目線で今後も政治を買っていただきたい。

そして、その後、本議会の開会日の午後ですけれども、ビーコンプラザのあの大型画面によります中村勘九郎さんの「地獄めぐり～生きてるだけで丸もうけ」、この上映がなされまして、私もたまたまその場に、たまたまといいますか、券を買って観覧をさせていただきましたけれども、途中、休憩がありまして、休憩のときにちょうど歩いていたら、偶然にも中村勘九郎さんにお会いできまして、黙礼をしていすに座りましたところ、平松知事のあいさつがありまして、知事は、この中村勘九郎さんは、別府を愛する人だと。そして、ちょっと間違っていましたけれども、別府にすばらしい劇場がある。場所は、何か勘違いして「浜脇」とか言っていましたけれども、あれは実はコミュニティーセンターのことだと私は予測しますけれども、あそこでぜひ、九州に来たときに芝居をやってほしい。そしてまた、トークショーで中村勘九郎さんも、あの芝居ができる場所を見ましたけれども、ちょっと狭い。そして、名前も横文字ではなくて、例えば別府温泉だとか、そういう温泉情緒のこもるような、そういうところにしたらいかがだろうか。しかも温泉に入

れて芝居が見れる、これはすばらしいことだ。まさに私が、一般質問の通告をしていますけれども、別府八湯と観光、これに中村勘九郎さんが、すばらしい、あの東京、大阪公演で別府の観光を喜劇として上演していただきまして、私は、残念ながら舞台を見ることができませんでしたが、大型画面でビデオを見まして、大変に感激いたしました。

そこで市長、あなたは当然懇談されていると思いますが、今後のそういう取り組みについては別ですけれども、中村さんとお話しされた内容、そして別府に対する思い、そういうことは話せる範囲で結構ですけれども、お話ししていただければありがたいと思います。

もう一点。「湯けむり王国」ということで、近鉄跡地で開会式、閉会式、ともに私は参加させていただきましたけれども、この「湯けむり王国」の一環の行事として鉄輪の湯けむり。夜、私もあそこを一回は車で、一回はあの周辺を歩いてきましたけれども、多くの観光客がカメラを持って、そしてマスコミの方もカメラを持ってあの湯けむり、青やグリーン、さらに議会からも、ぜひにという要望も過去にあったわけですが、それを市長が取り上げていただいて大変にすばらしいわけですが、これを一回で終わるのではなくして、今後何か夏休み等、大きいゴールデンウィークとか休みがつながるそういうときに一つの別府の湯けむりの照明、ライトアップ、これをぜひ何かの形で今後とも継続していただきたい、このように要望いたしますが、市長いかがでしょうか。

○市長（井上信幸君） 一点目の中村勘九郎さんの件ですが、御案内のとおり大変別府を宣伝していただきました。これは大いなる宣伝で、中村勘九郎さん一座、またそのスタッフ、キャストの方々にはお礼を申し上げなければならないと思っております。

別府市民の絶大なる要望で、でき得れば舞台をというふうな話もありましたけれども、オールキャスト、スタッフで百人近くの方が移動しなければなりませんし、大道具、小道具を持ってくると、また大変な額になる。一日や二日の公演では到底できないのと、あれだけのメンバーがそろうということが、日程的には無理だと。ということで、こう言っではなんですが、恐らく最初の上映だったと思います。別府は最初の上映でございまして、それに中村勘九郎さんも協賛いただきまして、ぜひともそれでは別府に行きましょう。ということで来ていただいたのが、この経緯でございます。

来てみて大変喜んでいただきましたし、また、私が最初の開会のあいさつでしたが、後のトークショーの前に、知事がごあいさつをしていただいたようでございます。また、知事が、リップサービスか何かわかりませんが、通称芝居小屋、コミュニティーセンターを見て、なかなかいけるなというお話であったようでございます。ただ、勘九郎さんの話では、やはりあれでは狭い、せめて八百人から千人程度入る劇場が欲しいのです、こう言われたわけですが、これについては、今後、観光協会の会長と、また県の方とも話をしながら、少し補助金をいただきながら、でき得れば本格的なそういう芝居小屋的なものを、また昔に返るような、そういうふうなものをと思っておりますが、これは今後の計画だと思います。これは県とも、でき得れば国の補助金もいただければ、そういう補助事業

に乗せて考えてみたいな。

温泉つきというのは、これは勘九郎さんは、まだ全面的に見てはないわけで、別府は至るところに温泉がありますよということで、そこから浴衣がけですぐ集まれるところですよということで言いましたら、ああ、そうですか、ということでございましたので、この辺、そういう立地条件を考えながらやはり検討を進めていきたい、このように思います。そうすれば毎年、勘九郎さんも、金比羅公演の後に参りますよ、こう言っていただいております。これが一連の経過でございます。

もう一つ、「湯けむり王国」のことでございますが、これは、市の受け入れ協議会の皆さん方が総勢でやっていただきましたし、非常にいいアイデアを出していただいたと。あの湯けむりにスポットを当てて、七色までとはいきませんが、色を出していただいて、それに夜の一つの観光を楽しんでいただく。だから、この間大変な苦勞をしたようでございます。どの色がいいかということで、電気関係の皆さん方が、やはりボランティアで何日もかけてやっていただいた。そうすると、赤を出すと火事に思われてはいかん。いろいろ複合した結果、あの結果が出まして、大体七カ所に湯けむりの明かりをともしたと。

大変好評でございまして、地区の皆さん方が、何とかひとつあれを残してほしいということの要望が先般ございまして、あれは自分たちで管理するからひとつ残してほしいのだという要望がありましたので、担当者と受け入れ協議会と、そしてまた鉄輪の地区の皆さん方と今後協議をしながら維持管理について、でき得ればもう鉄輪地区の皆さん方にお任せするというふうな方向で行きたいな、このように思っております。

○二十三番（岩男三男君） ありがとうございます。知事のあいさつの後、私も中村勘九郎さんに、「別府市の市議会議員です、観光経済委員長です。どうぞ今後ともよろしくお願いします」ということで名刺を渡しましたところ、大変に低姿勢で「ありがとうございます」ということで、「こちらこそお願いします」と。本当に気さくな人で、私自身も感激いたしました。

さて、市長から心強い答弁をいただきました。観光と温泉の次に、施設について質問に入っていきたいと思います。

議長、ちょっと資料を市長のもとに、開会に先立ってお渡ししようと思ったのですが、いともがなかったもので、事務局を通して……。

最初に、浜田温泉について若干質問してまいりたいと思います。これは、歴史的建造物を残す委員会、正式な名称はまた後で申し上げますけれども、その一員にも私はなっておりますので、現地調査等にも行きましたけれども、改めて本議会の前に、この現地を調査に行きました。そうすると、最初に行ったときに、非常に危ないのではないかな、そういう思いがしておりましたので、再度調査に行きました。行きましたところ、私一人で行っても事実が混乱したら悪いので、温泉課長とともに、また係長も一緒に行ってもらいましたけれども、行きましたところ、何と助役、驚くべきことが最初にあったのですね。

一人の壮年の方が、窓を開けてビニール袋を入れているのです。最初の、その市長にお渡しした写真。私が行ったという証拠ではありませんけれども、写真を写していますけれども、この窓が二カ所、閉鎖しかぎをかけているはずのところの窓が、開くのです。人間が、これは十分出入りできる広さ。反対側を開けてみたら、両方開く。

私は、かつて竹の内家畜市場が危険箇所である、あの中でシンナーを吸ったり、いろんな問題があるということで指摘をし、周辺にコンパネを窓ガラスに張ってもらいましたけれども、それすらこじ開けて中に入っていたずらをする。こうした状況。中でもし火でもたいたときはどうなるのか。

そして、さらに、あの浜田温泉の山手側、西側になろうかと思いますが、建物を壊して今まで以上に風が当たる。そこを、写真を見られたらわかりますけれども、軒先が朽ちて、いつ落ちるかわからない。しかも雨どいもかなりの部分が飛んで、今にも落ちそうなものを放置している。これに関して市としてはどのような管理をしているのか。かつて堀田西温泉が、危険家屋であるということで指摘し、この温泉は、市の職員がロープで三人で引っ張ったら倒れた。こうした……。

もう一点。この温泉に、隣の散髪屋さんがありますが、ちょうど私が行って看了看ところ、温泉課長さんも一緒でしたけれども、出てきまして、実は議員、この浜田温泉建築中に、熊本から白髪の紳士が来まして、二度ふろに入りました。私のところに散髪に寄って、二度いろんな話をしました。この方は、熊本県の山鹿市の八千代座、この改造工事に立ち会い、そして全国のこうした建造物のところのいろんな調査をして歩く人だそうですけれども、この建物は、隣の散髪屋さん非常に危険ですよ。まず、振動を与えないでください。海側に支えている三本の支えの柱を取ると危ないですよ。二階に上がったらいけませんよ。もし修復するとしたら三億円ぐらいかかるのではないですか。八千代座を改修工事で二億五千万で請け負った建築屋が、五億かかって大変な赤字だったのですよ。そのような話をされる中で、実は公民館が、あの鉄筋の部分ができて以来、私の家は大変な迷惑です。どういう迷惑があったのですか。ものすごい噴気が来て、まず背広、それから革ジャンパーが一番だめになりました。今、前に移りましたので、やっと改造するようになりました。今は風受けですけれども、これから台風シーズンが大変に心配です。このように言っていますが、これはもちろん歴史的建造物の保全等に関する調査委員会において、壊すか残すか、一部保存するかは検討するでしょうけれども、今の状態の管理。もし事故が起きたときは、別府市の責任になると思いますが、その管理について、私が指摘したことについて間違いがあれば、温泉課長、言ってください。どのように考えているのか、答弁してください。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

二十三番議員さんが言われた、一緒に浜田温泉にお伺いいたしました。旧浜田温泉につきましては、新設された浜田温泉の供用開始になる前の平成十四年三月十九日に閉鎖いたし

ております。温泉の閉鎖に伴いまして、腐朽・老朽化が進んでいる建物は、そのままにしておくと危険で、背が高いために安全確保が必要な状況でありました。しかし、閉鎖後の建物につきまして、取り扱いにつきましては、歴史的建造物保全等に関する調査委員会で協議を進めておりまして、その結果を考慮に入れた上で取り扱いを決定する方針であり、現在のところ、建物自体の形状を変えるような復旧は、見合わせております。

したがいまして、温泉閉鎖後、安全性確保のために建物内部に入ることができないよう施錠し、正面玄関部分につきましては、フェンスを設置いたしております。しかし、御指摘のように、私も議員さんと同じように拝見いたしました。そのことにつきましては、私も十分認識いたしておりますし、早速そういう安全性を高めるために応急処置をいたしております。その件につきましては、深くおわび申し上げます。一応何らかの……くぎなり打ったのですけれども、やっぱり腐朽が激しかったので、くぎがとれた可能性もあるかもわかりませんが、そういう確保をしておったのですけれども、そういう実情でございます。

温泉課においても今後、現在も行っておりますけれども、定期的に建物を外観と内部の確認を実施しております。また、新しい浜田温泉の受付職員、管理運営委託先である振興センター職員にも、建物に異常がある場合、温泉課へ連絡するよう指導いたしております。周辺地域に住む子供などが建物近くで遊んだりしないように、もちろん地元自治会との連携も図るように注意を呼びかけ、建物の形状に異常があるときは、温泉課の方に連絡していただくようにそういった措置を講じておる状況であります。

○二十三番（岩男三男君） この歴史的建造物の保全等に関する調査委員会、この委員会、去年の十二月議会におきまして、いろんな議員から要望があり、我が党の議員団長も、この件について検討委員会を設置して調査してはどうかということで、設置をするという約束のもとに、第一回目が開会したのは三月、第二回目が六月、委嘱状を渡したのは、総務文教委員長と観光経済委員長。その後、私も観光経済委員長になりまして、受け取ったのは五月十日。こうした市民が不安を抱き、危険を感じるその対策。それは先ほど言いましたように、この調査委員会において結論は出すでしょう。どのようにするか、一部残すのか、解体するのか、保全するのか、その結論は出すでしょうけれども、この委員会の開催のペースが余りにも遅い。本来は、昨年十二月で、三月いっぱい結論が出てもおかしくない。それを再度調査すれば、ますます危険度は高まっていく。しかも今後、これから台風シーズンを迎えようとするそういう中にあって、もし人命あるいは人体に危害を加えたときに市はどう責任をとるのですか。なぜもっとテンポを早めて、場合によったら、この浜田温泉だけを先行して審議し結論を出すべきではないかと思えますけれども、担当助役としてはどのようなお考えですか。

○観光経済部長（池部 光君） お答えいたします。

御指摘のとおり、今、浜田温泉につきましては、非常に危険な状態ということで、新しく向かい側に建築をしたところでございます。この点につきましては御承知のとおりでこ

ございますので、省略させていただきます。さらに、昨年の年末には、内部の男湯の方ですが、壁が落ちて、洗い場の方を閉鎖したというような経過がございます。私どもも、この点につきましては、非常に担当として心配をいたしておるところでございます。囲い等につきまして、かなり入れない、あるいは外から落下も危険な状態でないような状態にしたいということで当初考えたところがございますが、先ほど議員御指摘のとおり、委員会の視察等、委員会が設置されまして視察等がございましたので、前面に――先ほど課長がお答えしたとおりのフェンスをしたのみということでございます。危険な部分につきましては、今後、調査も一応終わりましたので、さらに今安全対策について講じたいというふうな考えをいたしております。

さらに、調査委員会のペースが遅いのではないかとということでございます。確かに御指摘のとおり、第一回目が三月一日、二回目が五月十日ということで、当初の予定よりも若干時間が経過しているところがございますが、何しろいろんな、老朽化あるいは調査委託等をいたしておりまして、その辺の調査、あるいはいろんな資料等の要望といえますが、ございまして、その作成等にも時間を要している結果、御指摘のとおり委員会の開催が、スケジュールがおくれているというような状況がございます。

いずれにいたしましても、私どもは、鋭意委員会審査の準備をいたしまして、今御指摘のような件につきましても、早急な対策をとるよう努力をいたしたい、このように考えております。

○助役（安倍一郎君）　少し、補足をさせていただきます。

さきの委員会におきましても、議員御承知のとおり、この調査委員会の審議の進度を少し上げたかどうか、こういう御意見もいただいておりますので、それを受けまして、事務局といたしましては、鋭意そういった方向で努力をしてまいりたい、こういうふうに考えております。

さらに、今、議員の方から御意見がございました。この調査委員会においては、浜田の存続をまず第一に議論をすべきではないのか、こういう御意見であります。これにつきましては、これまでの二回の審議会でも御説明をいたしておりますとおり、まず委員会といたしましては、この別府市における歴史的建造物の保全等の基本的なあり方について審議・検討する。そういった中でこの基準づくり、あるいはルールづくりをする。それを先行させて、その基準に照らしまして、この浜田温泉の取り扱いをどうするのか、こういう検討に入りたい、こういう今現在手順で進めておりますので、この点についての御理解を賜りたいと思います。

さらに、この浜田温泉の問題につきましては、一昨年のいわゆる耐久度測定調査報告書におきまして、地震時には倒壊または大破壊の危険があると、こういう報告を受けまして、現在の新しい浜田温泉ができ上がった、建築された、こういう経緯がございます。したがって、そういう建物でございますので、現在は使用いたしておりませんので、人に対

する問題というのは、その意味では危険度が少なくなったわけではありますが、それにしてもそういう危険な建物でございますので、今後、浜田温泉に対する取り扱いが決定するまでの間につきましては、特に管理に十分の注意を払いそういう体制を整え、問題が起こらないように臨みたい、こういうふうに考えております。

○二十三番（岩男三男君） 家は、人が住まなくなると急激に老朽化します。これは、由川部長がそこにおられますので、設計士として当然認識されていると思いますけれども、こうした建物、余りテンポを遅めていると、むしろ老朽化を待っているのかというような感情をも市民が抱きかねません。したがって今、助役が安全対策に万全を期すということですから安全対策には万全を期し、さらに、これも三カ月に一遍とかいうペースではなくして、もう少しペースを上げて、今、助役が言われたことはわかりますけれども、やはり行政としては、住民の不安を解消する、これが大事なことだと思いますので、ぜひ安全対策とあわせて、この検討委員会もペースを早めてやっていただきたい。

もう一つ。竹瓦温泉。これにつきましても調査に行きましたけれども、内容については、残す残さないは、これも同じで検討委員会の中で、調査委員会の中で議論していくでしょうけれども、私が言いたいのは、あの北側の二階から見たときのハト対策。もうハトのふんですさまじい。担当課長も一緒に見られているから、認識されていると思います。部長も見られた。温泉というのは、保健所の許可が要ります。明礬のある旅館が、保健所ナンバー、許可番号一号ですけども、こうした衛生面の問題、そうしたものを考えたときにも、あれだけ大量のふん、ふん害。ふんの害だけではなく、心情的にも憤慨します。あれに対してあなた方は、あのまま放置していると、どんどん後のふんに今度は虫がつく。そして木材が腐食していく、腐っていく。どうしてあれだけのものを放置しておくのですか。歴史的建造物で調査しようかというその建物。あれだけの見えない部分を調べれば、とても車一台では積み切れないような大量のふんがある。それに対して何らの対策もしない。どのような対策をするのか、その今の実態と、今後の取り組みについてお伺いしたい。

○温泉課長（安部和男君） お答えいたします。

二十三番議員さんが言われましたように、竹瓦温泉、木造建物で大きな屋根を持ち、周辺にはビルが建ち並んでいる。ハトが自然的に巣をつくりやすい形状になっております。よって、人の手の届かない二階や屋根の下にハトが住みついているのは、もう承知しております。ハトによる被害は、ハトのふんで建物周囲が汚れたり、建物自体の腐朽につながっているということは、もう御指摘のとおりでございます。温泉課では、平成十一年にハトが多くいる建物、南側、東側一部のといを清掃し、ハト防止の工事をいたしております。しかし、年数が経過しております。ハトがふえ始めております。特に建物北側にはハトのふんも目立つような状況になっております。御指摘の件につきましては、何らかの対策を私の方も、竹瓦温泉はシンボリックな建物でございますので、対策を講じたいと考えております。

○二十三番（岩男三男君） 今、いみじくも課長が、「シンボリックな建物」と言われましたけれども、市長はごらんになったかどうかわかりませんが、当然担当助役はごらんになっていると思いますけれども、これはやはり早急なる対策をしないと、今いう公衆浴場法ですか、やはり裸でそこに入る、その二階の裏側、これは一階にも続き、臭気も漂ってくる。こうしたことに對して早急なる対策を、これは要望しておきます。

次に、悪徳商法に對する通告をいたしておりますけれども、これは、市民がいろんな形で今、悪徳商法で、例えばシロアリあるいは消火器、あるいは屋根、壁、そうしたものの営業でだまされる、大変な被害に遭っている実態。これらについては、当局としても掌握していると思いますけれども、さらにサラ金問題。特に私がお願いしたいのは、あの別府市内のガードレール。至るところにサラ金の看板、電話番号、もう見事です。これらに對して私が指摘すると、「いや、県に申請して」と。何を考えている。別府市道上に無許可で、しかも市民がそのサラ金に手を出すとサラ金地獄に落ちていく。安易な売り言葉を書いている。こうした違法な看板。あるいはいろんな立て看板。別府市は、観光のまちです。その別府市の美化のために、こうしたものに対してなぜ早急なる対策が講じられないのか。パトロールでもして、違法に取りつけられているガードレールと市道上のそうしたポスター等は、早急に撤去するように。もし今の条例でできなければ、そういう条例をつくってでも、市民を守るためにこうした環境美化の上からも、違法な無許可の立て看板や、そうしたサラ金の看板等を撤去するようにしてもらいたいと思いますけれども、その点についてはいかがですか。

○建設部長（由川盛登君） 看板の許可につきましては、先ほども御指摘のとおり、土木事務所の許可を得てやるということですが、御指摘の市道についてもそういった違法看板があるではないかということですが、早急に土木事務所とも協議をしながら、どういう対策がとれるのか、また市独自でそういった条約がつかれるのか研究をさせていただいて、まずはそういった違法なものにつきましては、土木事務所と早急に撤去するように取り組みたいと思います。（「悪徳商法に對して答弁がないですね」と呼ぶ者あり）

○二十三番（岩男三男君） 商工課。課長、悪徳商法から市民を守るために、あなた方が今とられている対策、簡潔に述べてください。そういう被害の実態は掌握されていると思います。

それから建設部長、予告なしでしたけれども、ぜひそうした県に申請してからでないとできないとか、そういうことではなくて、別府市なりの対応をきちっと、道路パトロール車もあることですから、こうしたものに対して相手の電話番号も書いてあります。立て看板にしても無許可の部分については明確にわかるようになっています。そうした違法のものについては、今、建設部長が言われたとおりの取り組みを要望しておきます。

担当課長。

○建設部長（由川盛登君） 特にワールドカップの開催に対しましては、駅周辺から別府公園それからピーコン周辺を、私ども、県と協議をして事前にそういったものを排除するというので、私ども職員が、直接撤去した事例もございます。今後は、そういうことで特に目立つものにつきましては、早急に土木事務所と協議をしながら撤去に向けて取り組んでいきたいと思っております。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

消費生活に関する相談や苦情というものは、平成十三年度におきまして四十五件受け付けております。そのうち、いろんなマルチ商法等の悪徳商法による相談件数というものは八件となっております。主に、商品を購入して知人、友人に売ったり紹介をすればお金がもらえるというような、加入者をふやすことで大きな利益を得る、いわゆるマルチ商法。それやら、また締め切った会場に人を集めて、日用品などをただ同然で配り、最終的に目的の高額な商品売りつける催眠商法などの相談が来ております。その他資格商法、点検商法、送りつけ商法などの悪徳商法につきましても、相談を受け付けております。

商工課では、市民が被害に遭った場合、電話や窓口で相談を受け付けておりますけれども、内容によっては大分県の消費者生活センターに無料で弁護士の相談を紹介をさせていただいております。また、大分県知事から委嘱を受けました暮らしのアドバイザー二十五名につきまして消費生活に関する一般的な相談を受け、助言・指導をするということになっております。

また啓発につきましては、市役所や出張所、各公民館にパンフレットを配布いたしております。毎年、暮らしのアドバイザーによるトキハ別府店での市民へのリーフレットの配布活動、成人式での成人者の配布資料により啓発パンフレットを同封しております。また、市報と一緒に消費生活小売価格調査表につきまして、悪徳商法について注意するよう喚起を促しております。

いずれにしましても、景気の回復というものにつきましては、消費の拡大が必要だとされておりますけれども、消費の拡大につきましては、消費者の信頼を得ることが必要ですので、今後ともこのような悪徳商法につきまして啓発活動を進めてまいりたい、このように考えております。

○二十三番（岩男三男君） 市民を守るためにぜひ商工課長、人を疑わせるような徹底をするというのは、悲しいことですが、余りにも悪徳商法が多い。これらに対して全力を尽くして、市民をこうした悪徳商法から守るように対策を要望しておきます。

次に、別府ファッションタウン事業について通告しておりますけれども、これも私もこの推進委員会のメンバーに充て職でありましたけれども、これは聞くとところによると、市が事務局になってこうした事業を推進しているのは、全国で三カ所ということで、これが予算がついたりつかなかったり、どのようになっていくのか、このメンバーとしても非常にやりにくいところがあるので、今後、民間主導にするのか、あるいは今までどおり推進

していくのか。もし推進していくのであれば、きちっと予算を定例化してつけていかないと、ことしは予算がつくのかつかんのかわからん、そうした状態では、この推進委員会としても大変にやりにくいと思いますので、この点を課長、簡潔に答弁してください、少し時間を残したいと思っています。

○商工課長（中野義幸君） お答えいたします。

現在、ファッションタウンの対象地域に指定されておりますのは、二十四団体ございます。そのうち、市に事務局を設置しているというのは四カ所でございます、商工会議所に事務局を設置しているのが十四カ所、その他民間会社に事務局を設置しているのは六カ所となっております。民間主導というのが全国的な主流ではございますけれども、現在、別府市としましては、市に事務局を設置しているという状況でございます。

今後のことでございますけれども、できますれば商工会議所とも協議しながら民間主導の方向に行きたいとは考えておりますけれども、受け入れの関係がございますので、各民間とも協議していきたい、そういうふうに考えております。

ファッションタウンの事業につきましては、いろんな形で、予算につきましては毎年計上いたしておりますけれども、具体的な事業につきましては、昨年、商店街を花で飾るとい、花プロムナード事業を実施いたしました。また、今年度につきましては、ファッションということで浴衣、温泉に関してまた浴衣がいいのではないかとという形で、浴衣をテーマにファッションナブルなまちづくりを推進していきたい、そういうふうに考えております。

○二十三番（岩男三男君） 毎年、課長、予算をつけていると言いますが、昨年までは、この委員会で持つ継続の予算で、市が出した予算ではないのですね。もちろん最初はお出したのですが、この点については今、課長が言ったように、民間主導にするのか、市がこのまま事務局として維持していくのか。この点については、やはり市長、今後検討を要望しておきます。

それから、次に、留学生対策について通告を出しておりますが、今回は、これは保留させていただきます。

市政の諸課題の中から、防災対策と自主防災。この自主防災については、消防長所管だと思いますけれども、自主防災会が、別府市が県下あるいは全国でも先駆けるように自主防災会の制度がきちっと確立されておりますけれども、何をどうしていいかわからない。年月とともに、自主防災会を設置するときは、各自治会を回って、こういうことでつくってください。これは、自主防災会というのは、災害のときに、もし市役所や消防と連絡がとれなくなったときに、自治会が自主性を持って食事や給水、その他けがをした人の治療、そうしたことをやっていくわけですが、こうしたものに対してマニュアルを作成して、私は給食係です、といっても何をどうしていいかわからないので、こうしたものをきちっと各自治会長を通して、自主防災会とはこういうものです、このようなことを皆さん、心がけて

ください。このようなマニュアルをつくっていただければなと思っております。この件についても次回の議会に回させていただきまして、これは要望をしておきます。

さて、竹の内森林公園の整備につきましては、この森林公園の隣にありました農林公園の中にありました家畜市場、これを東山に、大平山小学区内で一番の危険箇所であるということで強く要望してきまして、これを撤去していただきました。今は広場として大変に地元の人たちが管理をしながら、明るい状況にありますけれども、いまだこれが、所管が農林水産課から離れたままで、いわば宙に浮いたような状態にありますので、ぜひこれは公園緑地課にできましたら所管にしてもらって、多目的広場として大平山小学校区の住民が使えるような整備をしていただきたく、この点についても今回は要望にとどめておきます。

さて、三番目の朝日出張所のリニューアルと活用についても、今回は保留をさせていただきます。

次に、二世帯住宅に対する取り組みについてですが、建築指導課長さん、お入りいただければありがたいと思います。それから水道局。

この二世帯住宅、この件については、本日は出席しておりませんが、原議員とともに市民相談を受けまして、二世帯住宅のつもりで建てた。ところが、税金の申告に行ったところ、これは二世帯住宅ではありませんよ、一世帯ですよ、このような申し入れを建築指導課長に行いましたところ、建築指導課としては何ら違法もないし手落ちもない。しかし、市民から見ると、二世帯住宅で建てて税金の控除が、二世帯分受けられると思って申告に行ったところ、一世帯です。この相談を受けた人は、市は、中間検査とか完了検査といってお金をとりながら、何ら対策を講じてくれないという強い不満を持っていました。このことを建築指導課長に申し上げましたところ、建築指導課長が早速、融資の関係そして税の申告の関係、これらについてまとめていただいて、そして今後、建築士の集まる法令講習の場で、二世帯住宅とはこういうものですよということで徹底をしていただけるようになったということですから、その内容と今後の取り組みについて、建築指導課長、答弁をお願いします。

○ 建築指導課長（永松和夫君） お答えをいたします。

今月の三日であったかと思いますがけれども原議員の方から、今、議員が言われました問題について私の方にお尋ねがありました。この二世帯住宅という考え方ですけれども、これは建築基準法上では定義も用語もございません。ただ、私ども建築申請が出てきたときに、浄化槽の算定の上において水回りが、つまり台所、流し、風呂場、便所、そういうものが二セットあるようなもの、そして親子で住んでいるというふうなものについて二世帯住宅ということで、建築確認の上で浄化槽の算定の中でこれをやっております。確認申請の中でこれが二世帯住宅、それから住宅金融公庫の融資の上でも二世帯住宅として通った。完了検査が行われて、それから税の方に行った段階で、これは今、議員が言われましたよ

うに二世帯住宅でないというふうなお話ですけれども、私ども建築基準法それから住宅金融公庫を扱っております。基準法上の二世帯住宅とは、先ほど言いましたように水回りが二セットある、それから玄関については、一つでもいいし二つでもいい。世帯ごとに一つずつあってもいいし、全体として一つでもよろしい。ここが税法の上と一番異なるところでございまして、二世帯住宅の考え方の税法の部分では、いわゆる住宅の構えとして玄関が二つある。親子で住んでおられるけれども玄関が二つあるものが、二世帯住宅。二世帯住宅というよりも、むしろ一戸の住宅であるのか二戸の住宅であるのか。世帯ごとに税の、これは県税の不動産取得税の話ですけれども、税を控除していく場合に評価額から、一戸の住宅であれば千二百万円控除ができて、残りの三％が税額になるということでございます。二世帯住宅だから引くということではなくて、住宅として二戸、その二世帯住宅が二戸に見れるのかどうか。水回りが二セットあり、それから出入り口、玄関等が二つあって、外見上も二戸の住宅に見れるようなものを、税の上では一戸当たり新築であれば千二百万円控除して、残りの三％が税額ですよ。ですから、二セットつくるということは、それだけ建設費もたくさんかかっておるわけです。二世帯住宅が、非常に金がかかっておるわけですから、二戸に見れるものについては、二世帯だから引くということではなくて、二戸の住宅と見られるから、それを二戸として千二百万円掛け二をするかしないかという問題になるわけでございます。

結局、そこの辺が、扱いが違ふということでございます。ですから私どもとしては、今、議員が言われましたように、二世帯住宅、私どもに建築申請が出てきた段階でその辺の指導をしても、これはもう設計ができ上がって、今から家を建てようという段階でのお話ですから、建築主の方がどういうふうな家をつくりたいか、そこのところを設計段階から入っていないと、この問題は解決しない問題だということで、私ども来月七月に、毎年、年に二回法令の講習会をしておりますけれども、その中に早速、来月の課題の一つとして取り上げて、我々建築士もそういうことを非常に税法の上では疎いものですから、設計者にその辺のことをお知らせをして取り組んでいきたいというふうに考えております。

○二十三番（岩男三男君） ありがとうございます。建築指導課長、所管外ですけれども、市民にこれを徹底するというのは大変です。しかも、高齢化が進む中で、今後二世帯住宅、これは奨励すべきことだと思うのですよね、市長。二世帯住宅、大事なことだと思いますので、こうした建築士の法令講習において徹底をしていただく。大変にありがたいことです。

時間の関係で答弁は求めませんけれども、水道局も二世帯住宅に対する恩典があるので、すね。二十九立法メートル以上使うと、台所が別々になっていれば、玄関はどうであれ、水道局においては少し料金が得をするような施策が、市報等で何度も徹底するけれども、なかなか周知できないということで、これもぜひ資料を水道局がつくっていますので、建築指導課長、その際に法令講習の場でこのこともぜひ教えてあげていただきたいと思います。

す。（発言する者あり）いいです。

最後に。最後に、市内で国の建てた建造物。これを私も初めて聞いたのですけれども、今まで日照権の問題が、日が当たらないという問題がありましたけれども、屋根の照り返しで大変暑く、とてもではないけれども住めない。このことを建築指導課に相談に行きましたところ、建設部長も報告を受けていると思いますが、これは国の建物で、建物の屋根、傾斜になっているところが、夕方の午後の日差しで照り返して上の家に当たって、窓から壁、完全に暖房が完備になりまして、とてもではないけれども住めないという、そういう状態のところを、国に建築指導課長が二カ年にわたって手紙を出し、要望をしていただき、今、まだ解決はしておりませんけれども、前向きにこれが解決の方向に向かっております。また、建築指導課長、最後まで力を貸していただきたいと思いますけれども、最後に、冒頭申し上げましたけれども、やはり市民のために、この思いで私も今後頑張らせていただきますけれども、行政に携わる方々の市民サービスにさらに力を入れていただくように要望いたしまして、本日の質問を終わります。ありがとうございました。

○三十三番（村田政弘君） 議会の中で一般質問といえば、我々側から見るとハイライトだと思っております。ところが、今回は異常な状態の中で、少ない議員で議会運営を迫られておる。それだけに何となく迫力を欠いておるのではなかろうかという気がしてなりません。我々は我々なりに頑張っていきたい。よろしくお願いいたします。

まず通告の順序に従いまして、神楽女のお隣に誕生記念の森植樹、ことしが第六回。私は、ちょこちょこ横を通りますから現場は知っておりますが植樹大会に参加したのは初めてですが、井上市長が誕生して一つのヒット商品であろうと思いますけれども、それはそれなりに市民の関心、いいことをもくろんだなとは思いますが、一方、非常に心配もしておるわけです。それは、毎年一町歩前後の計画面積で、資料によりますと、最高一年で八百本、少ない年では五百本。通常の杉、ヒノキ等々の従来型の植樹と同じ形で大体植樹されている。樹種の内容を見ますと、ケヤキ、山桜、もみじ、これらが植えられておるわけですが、もう第一回から第六回、五年、六年たっている。二十年、三十年たったらどうなるのかな。いわゆる植樹に関心のない一般市民に対する啓蒙という点についてはそれなりの意義もあり、参加者も喜び勇んで参加していただいておりますのでPRの面ではそれなりの効果があると思うのですけれども、御承知のように、いずれも大木になる種類ばかりです。私の前の向平、樹齢が約八十年。四、五十本あると思いますが、大きいものは抱いても手が届かないくらいの幹回りになっている。枝は、大きいものはこの議場を埋め尽くすくらいの枝を張っている。そうやってほしいわけですが、そうなったときにはどうするのだろうか。八十年もたたなくても、三、四十年たてばかなり成長せざるを得ないし、成長を期待する。そのときに、大体一坪に一本ぐらい植えられておる各種の植樹がネーム入りになっている。扇山の桜は、間伐しないとだめですよ、除伐しないとだめですよ、何回か議場で言ったけれども、寄附を受けているから、そう簡単にできませんということ

で、手入れを怠って、正常な発育ができていない。今度はネーム入りですから、間伐・除伐をどれを残して、どれを間伐するか。残った人はいいが、間伐された人は名前がなくなる。そこら辺のことについて、どのような関係者の計画、構想を持っておるか。

それと次は、六回、七回とこう進む中で、適地が無制限にあるわけではないと思うので、どうなっていくのかな。今は枝郷地域でやっているけれども、他の地域に適地があるとするならば、地域の変更も含めて計画していくのかな。もろもろ心配しておるので、当局の考え方、恐らく二十年、三十年先にこの議場におる人は、そんなにたくさんないと思うけれども、それはそれとして、私は、植林についてはプロだと思っている。別府市にかつて乙原の滝の上に模範林という、明治の中期に植えられた杉の木が数百本あった。木材のブームのときに切ればよかったのだけれども、ブームが去りかけたころ切って、単価としては最高時に売っていない。もうほとんど美木はなくなってしまったけれども、これらは大体八十年から九十年の時代に切られた。ところが、計画性がない。模範林とはいっても、私がかつて言ったように、この植林は五十年で伐期を迎えるのか、百年で迎えるのか、三百年で迎えるのかということは、当初からそれなりの計画を立てて、計画によって間伐・除伐を進めていかないと、本当の品物はできない。今回は、ネーム入りですから、それらの調整をどのようにするかなというのが非常に心配でならないのです。

時間を詰めるために、続いてまいります。

次に、しょうぶ園。これは、また井上市長のヒット商品だと考えておりますが、かつて私と佐藤岩男議員が、一般質問の中で手厳しく追及して、それを受けて井上市長が対応された。業者に管理させておったものを、自衛隊のOBさんの熱心な方をお願いした。これがおおむね成功して、現在のよみがえったしょうぶ園になった。これは御承知のとおりです。

そこで、ことし、第十六回の鑑賞会、久し振りに行かせていただきましたが、一〇〇％とは言いませんが、八十点ぐらいはあげてもいいのではないかと思います。しかし、昨年の秋からことしにかけての異常な天候等々を考えるならば、関係者は大変な苦勞をいただろうなと。八十点であっても、もろもろの条件を考えるならば、最高の出来ではなかろうかなと、いろいろ考えてみるのです。

そこで、現在の施業の中身、資料をいただきました。そしてまた、さらに指摘をする部分、改良する部分、新しく取り入れていただきたいような部分があるのかなのか。再検討の意味で資料をいただきました。それなりに頑張っておるのわかりますが、欲をいえばもう一歩二歩努力して、若干の経費も投入しながら、さらにさらに立派なしょうぶ園にし、別府観光のメッカの一つになるように御努力をいただきたい。そういうことで答弁をいただいて、また質問をさせていただきます。

次に土木行政ですが、朝見枝郷線です。リンゴ園のちょっと先になるのですが、私は、田舎の方に行く機会がちょこちょこありますので通りますが、三年前ぐらいですか、あの

一帯を襲った大水害で道路周辺のがけを数十カ所の復旧工事をやっております。大小いろいろありますが、その中で大きい部分に入ると思うのですけれども、一カ所だけ崩壊した。だから、復旧工事の再復旧という事態になるのですけれども、私は素人ですけれども、あの復旧工事の方法、現地の事情、土壌の関係、傾斜の関係、地下水の関係等々を考えますと、施行方法自体がかみ合わなかった、適しなかったという個人的判断を持っておりますが、今後、国の補助金をいただいて復旧するということになれば、当然、現在の方法以外の方法になるのではなかろうかと思うのですけれども、それらについて当局の考え方、将来見通しについて御答弁をいただきたい。

次に道路側溝の問題ですけれども、ちょこちょこ質問をしますけれども、申請が多くて行き渡りませんと。申請の中から緊急度の度合いを見て施行しますというのが、当局の過去の例ですから、どこが緊急で、どこが緊急でないのか。別府市の開祖であろうという地域がいまだに残っている。別府の旧市街地のど真ん中。場所は言いませんけれども、大方わかると思いますが、亀川ができ、朝日ができ、扇山ができて、別府のど真ん中が残っている。あそこは緊急度が無いからという烙印を押してあるのかどうか知りませんが、当局の答弁は信用ならん。私は、かつて西校の下のパス路線の側溝を言いましたが、早速していただいたからそれはそれで結構ですけれども、「あれは重要でないのじゃないか」とこっちも言ったのです。当然バス路線といえば、バス路線でそれなりの地域の貢献度は一枚上ではなかろうかなと私は思うのです。

そこで問題になるのは、朝見の水源地の周辺、現在もバス路線ですけれども、距離が長い。これは、古賀ノ原と電話局のあのコースの改修がいずれあるので、それに合わせてしたい、という答弁を数年前にいただいております。ところが、古賀ノ原河内、浜脇再開発とルートが変わった。上畑周辺の道路改修は、恐らくルートの変更でままなんと思うんです。だとするならば、当局はどのように考えているのか。

以上の諸点について、御答弁願います。

○農林水産課長（宮津健一君） お答えをさせていただきます。

誕生記念の森づくり植樹祭のことでございますが、この植樹祭の目的は、次世代を担う子供たちが、自然の恵みを幼児期のころから肌で感じ、また植物への愛着が、木の成長とともに芽生えていくことを目的としております。そういうことで平成九年度を第一回目といたしまして、本年度、第六回目まで続けてまいりました。これまで、約七ヘクタールの場所に三千三百本の植樹をしております。

また、この木の種類につきましては、山桜、ヤマモミ、またケヤキ等を植えております。この植樹ということは、水源の涵養にもなります。そういうことでこういう木の種類も、そういう目的の中で選んでおります。

それから議員御指摘の、将来的に密集するのではなかろうかという御指摘でございますが、この木の種類につきましては、木が大きくなってもごく自然林的な林になるというこ

とを目的に我々は考えております。と申しますのが、この場所につきましては、植樹祭をする以前は、カズラとか雑草とか生い茂りまして、また松くい虫等の被害によりまして、かなり倒木等もございました。非常にひどい状態でしたが、そこを整地しまして、きれいに植樹をしているわけでございます。そういうことで、これからは市民の方々が山に親しむことができるような森林になるのではないかと考えております。

また、この植樹祭につきましては、今まで対象のお子さんが約二千四百名、これと一緒に参加をしていただきました御家族の皆様の数を合わせると、一万名以上の方が山に入り、木と一緒に植樹をされたということで、こういうこともかなりの効果があったのではないかとこのように我々は思っております。

それから次に、今後のそういう場所の問題でございしますが、こういう植樹祭をするに当たりましては、まずそういう広い場所があるかどうか、また寄りつきの問題がございします。寄りつきがいいかどうか。また、小さいお子さん等が御一緒に参加されますので、安全でなくてははいけません。そういうことでいろいろ場所の選定を行っておりますが、一応今のところは、来年度までの場所は確保してございます。それ以後の場所につきましては、現在検討中でございます。

○公園緑地課長（田中敬子君） お答えいたします。

先ほど、議員さんから、ショウブの花は、ことしは大変出来がいいというお言葉をいただきまして、担当しております私どもといたしましても、大変励みになっているところでございます。

神楽女湖のしょうぶ園は、現在、七十品種、約三十万本の花が咲きこぼれております。今では別府市の観光名所の一つとなっております。別府の観光名所となりましたこのしょうぶ園の管理につきましては、担当課であります私どもも細心の注意を払って、よりよい花を咲かせようと誠心誠意努力をしてまいっているところでございます。現場といたしましては、現在、自衛隊のOBの方約五名で年間の維持管理に携わっていただいているところでございますが、その主な業務といたしましては、除草、消毒、施肥、株分け、品種改良、散水、堆肥づくりなど、多様にわたっております。毎年立派な花を咲かせ、皆様方に喜んでいただけるように守り育てるのには、大変な努力と作業が必要だと痛感しております。これからも関係者の方々の御指導と御助言をいただきながら、私どもといたしましても、今以上のしょうぶ園をつくっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○観光課長（吉本博行君） お答えいたします。

観光課といたしましては、この鑑賞会そして周辺整備事業を行ってまいりまして、平成八年度につきましては、東屋を一棟作りまして、これが四百四十一万円で東屋を一棟作り上げました。そして十二年度につきましては、東屋それから湖水に浮かぶ東屋、この二棟、そして神楽女の駐車場整備、それから東屋の前の舗装等を行いまして、平成十二年

度につきましては三千百十九万余りの経費を要しております。また、こういった中で駐車場の収入は現在、駐車料金、乗用車が三百円、バスで五百十円取っております、十二年度の収入決算といたしましては七千三百九十台の二百三十万円でございます。それから、十三年度の収入決算見込みとしては、一万一千十九台の三百三十六万九千円となっております。これらを参考にして今後、こういう観光課サイドといたしましては、今後の計画等を踏まえまして、その駐車料金、そういう問題も出てこようと思いますので、今は一人当たりの入園料を取っておりません、駐車料金だけでございます。ただ、この整備事業の中で三千五百万余り費やしましてこの神楽女を、今、公園緑地課長の方が答弁されましたように、観光の目玉として位置づけて、観光課サイドもやっている現状でございます。この費用の捻出等もでございますので、これを内部検討とさせていただきたいと思っています。

○土木課長（亀岡丈人君） お答えいたします。

まず、土木事業の災害復旧事業の復旧についてということでございますが、これは議員おっしゃいました朝見枝郷、合棚後畑線の災害復旧工事でございます。これは、平成十二年の集中豪雨によりまして、あの一帯がかなりの被害を受けまして、復旧工事が完了しているところでございます。その一カ所が今回五月十五日の、これは二百十五ミリの豪雨でございましたが、一カ所がまた崩壊したというところでございます。この復旧工法がどうだったかというようなことでございますが、当時の復旧につきましては、国からの災害査定課、また立合官とも復旧工法については十分査定をしていただきまして、認定をいただいております。工法についての誤りはなかったと思っております。

ただ、原因として考えられますのは、崩壊した法面の地山等、盛土とのなじみが悪かったのかなということが考えられますが、今回の受けました災害につきましては、国の公共土木の災害復旧事業として採択が可能でございますので、今、国から入ってきます七月の査定を受けたいと思っております。この事業の工法につきましては、我々も前回のことを踏まえまして、復旧方法につきましては、国・県と十分協議して工法を検討したいと思っております。

また側溝整備でございますが、過去には申請が多くて、緊急ではないとかということもと言われましたが、我々現在も側溝整備の対応につきましては緊急性、また現地調査し、危険性等を考慮しながら、自治会と協議しながら施行計画を立て行っているところでございますが、緊急性とは何かということでございますが、これは道路で雨水を受ける受け皿が全くない、また公共下水が通っていないところで雑排水の受け皿がない、そういうところを優先的に緊急性があるということで整備をしているところでございます。

また、朝見枝郷線、朝見神社の裏の通りでございますが、過去はこの道路を、朝見枝郷線を拡幅して別府挾間ということも計画した経緯がございます。現在は、別府挾間が河内から朝見に抜けるという構想で県に施行をお願いし、順次やっているところでございます。そうなりますと、当然この通りは生活道路として残すわけでございますが、それになりま

すと、順次これも生活道路としての形態を整えるために整備は行っていきたいと思っております。

○三十三番（村田政弘君） 誕生記念の森、課長は、すばらしい答弁をしてくださいました。そうなることをこいねがうが、全体的外れだという以外にない。自然林を期待している。言葉は結構だけれども、世の中そう簡単にいかない。うちの前の向平、大部分は市有林です。そして、大正の中期から昭和の初頭にかけて、当時では珍しい鑑賞植樹をやった。当時としては大変なアイデアであったと思う。そして植えられたものは何かというと、ソメイヨシノを十数列ずうっと羅列して、最盛期には市街地から見ても非常にきれいに見えた時期が、昭和初期から戦中・戦後までぐらいあったけれども、今は一本もない。これは、ソメイヨシノの成長力と寿命がしからしめるわけです。そして、先ほど述べたケヤキは、樹勢がすさまじいので、ぐんぐん伸びて、いずれあと数百年たつならば巨木の見本の一つになるのではなかろうかと思いますが、そういう樹勢の強いものと弱いものとあるけれども、山桜も樹勢が強い、ケヤキも強い、もみじも弱いようでそこそこ強い。あれが全部立ったらどんな品物ができるかなと。自然林というのは、逆にいうと自然淘汰を待つ、成り行きに任せるということに帰するわけだが、問題は、名札がついておるから、残った人はいいいけれども、残らん人はかわいそうだなという気がしてならん。「自然林にしたい」という当局の答弁だから、それはそれで庁内で十分検討して、その課長の考えが別府市の方針ならば、それはそれで結構です。ただし、私が死んだ後で墓の中から、「よくぞやったな」とほめたい。

次は、しょうぶ園。しょうぶ園は、私と佐藤岩男議員が言ったのは、おざなりの管理をして数百万円を当時業者に渡しながら、年々樹勢、花のつきが落ちていった。そして、我々が東北だったか北海道に視察に行っているときに、全国放映された。画面ではすばらしいしょうぶ園。ところが、現地では、お客さんが喜び勇んで来るけれども、帰りには皆ぶうぶう言う、「何か、この花は」と。あの実態を見たときに、これは大変なことだ。今のうちに何とかしなければ別府市のメッカにはなり得ないということで、我々が提言した。それが当局とうまくかみ合って現在よみがえってきたのではあるわけですが、私がいつも言うように、相手と話ができるような人が管理しないと、本物の品物はできない。相手といえども物は言ってくれない。しかし、顔色を見れば、水が欲しいのか、肥料が欲しいのか、土入れをしてほしいのか、その時期時期でこちらが悟って、それに合った対応をすれば立派な品物ができるはずですよ。それを期待して要望した結果が、現在かなりの成果を上げておる。しかし、さらに立派なしょうぶ園にしてほしい、できたらいいな。面積も広げたらいいとか、もうあれ以上広げない方がいいとか、いろんな意見があるようですけれども、それはそれとして、中身を充実するためにどういうことができるかな、どういうことが必要かな。

資料によりますと、人件費だけを見るならば、年間に六百数十万円。これを市の職員の

給料と比較してみますと、中ぐらいの人の一年の報酬ではないかなと思うのです。それであのしょうぶ園は別府の宝になっている。では、市の職員を一人あそこに張りつけた場合に、あれだけの成果が上げられるかなと思うと、関係者は頑張ってくれているなという気持ちもします。

そして、この工程表を見させていただきましたが、それなりにやっているようですから、それはそれとして、オール八、肥料ですね。これ、通常のペースで通常考えられることでやっているようです。一番効くのは、ここで言いにくいけれども、下肥に油かすをぶち込んで三カ月か半年腐らせて、それを使う。まあ、しなさいとは言わんけれどもね。それと客土。客土については、雑草の伐採をして堆肥舎で客土用の土づくりも若干しているようですけれども、これをさらに、大きな金はいりませんから整備して、自然の土と伐採した採草等を切り混ぜて、菊の落ち葉拾いと同じようなことになりますけれども、ことしは、タケノコが一切不作です。孟宗、破竹、破竹に至ってはほとんどゼロに近い。真竹も非常に少ない。これはなぜかという、去年の秋に節から芽を吹く。だから昔から「寒中でタケノコを掘る」という言葉があるけれども、寒中にすでに子が吹いている。そして、春に芽を出す。「雨後のタケノコ」と言いますけれども、掘るときだけに雨が降ればいいというものではない。秋に芽を吹いて、そして芽を吹くためにはやっぱり水分が欲しい。そして春、いよいよ土の上に芽を出すときにも水分が欲しい。ショウブも竹もセイタカアワダチソウも、すべて実と地下茎と両方から繁殖する。だから、花が咲いたら花を切って養分を戻してやる。そして株分けをする。いろいろ方法をしながら、土寄せ、雑草の撤去。そこで欲を言いたいのは、客土用の簡単な堆肥舎を充実させてほしいなど。

そして面積の問題は、先ほど言ったようにいろいろ御意見があるから、それはそれで検討する。

それから、全国に相当数規模の大きな、あるいは有名なしょうぶ園があるようだけれども、品種の問題等々についてもさらに研究していただきたい。

いろいろ含めて最少の経費で最大の効果を上げるという井上市政の、さっき言ったように人件費が六百数十万円。他の施設費は別にして、肥料等々の消耗品費、これは数十万円ですからね、当然必要な経費です。担当を含めて十二分に研究しながら立派なしょうぶ園に育てていただきたい。

それから、土木工事については、それなりの考え方もあろうと思うので、それ以上言いませんけれども、現場を見て、必要とあらば対応していただきたい。

何か市長さんが言いたいだろうと思うけれども、では答弁を聞いて、終わります。

○市長（井上信幸君） 久々におほめをいただきまして、ありがとうございました。

まず、逆から行きまして土木の件でございます、道路側溝の件でございます。御指摘のように朝見二丁目、三丁目、または上畑の道路だと思いますが、現在のところ、トラックあるいはバス路線になっておりますので、大変危険性もあろうかと思いますが、現場をよ

く見て、緊急性があれば即刻対応したい。あの下の月見温泉ですか、朝見神社の入り口のあの橋、その他については、緊急に修理をいたしました。この点を、ひとつお含みいただきたいと思います。

また誕生の森記念公園の植樹でございますが、大変うんちくのある御意見をいただきました。ただ、御指摘のように、私も見て植樹の間隔がやや狭いかな。これについては、今後、御意見を体して十分に検討し、それぞれの樹木が長く成長するようにと、こういうふうに願っております。

この植樹祭、西日本では私は初めてだと思いますし、全国でも一カ所か二カ所しかやっておりません。またこれを、毎年来ていただくお隣の山香町の町長が、これがいいことだから、来年からはうちのところも始めようというふうに言っていたいておりますし、お隣の日出町も始めよう。いわばこういう植樹によって水源の涵養策、あるいはまた、別府は特に温泉の枯渇防止のためにも、かつて伐採された跡地をどんどん植樹で埋めていく。将来、植えるところがなくなったらどうするのかというお話のようですが、そのときはそのときで何らかの対応をしていかなければならないと思っております。

それに神楽女湖のことでございますが、御指摘のように、本当に私が就任した当初でありました。まず、志高湖が水がなかったわけでありました。佐藤岩男議員の話もありましたが、乙原から水を上げて、十億かかってもいいから上げて引いたらどうかという御指摘もありましたけれども、互いに知恵を出し合って現在のような湖に復元をさせていただきました。

また、神楽女湖の問題でございますけれども、神楽女湖も御指摘のあったように、業者に委託していたところが、どんどんどんどん背丈が小さくなっている。花は咲くけれども、非常に何というか見すばらしいしょうぶ園になっていたということでございます。当時、たしか年間八百万か一千万そこそこで業者に委託していたわけでございますが、早速調査いたしまして、委託を解約いたしました。そこで、どうしたらいいか。それでは、自衛隊の退職者で植樹または植物に関心のある方をひとつお願いして、五名体制であそこを全面的にやりかえる。同時に、神楽女湖は毎年やはり志高湖と同じように湖が枯渇いたしました。そこで、「みずみち」をつくって、やはり水がなければ、水分がなければ育たないということで「みずみち」をつくらせ、あそこにやはり水源の確保をいたしました。また、自衛隊の皆さん方が、一生懸命毎年やっていただきまして、現在のようなったわけでございます。

御指摘のように、もう一つは、もっともっとあそこを種類を少し多くして、多少ふやさなければなりませんが、毎年一つ一つ片づける問題として片づけてきました。まず、進入路を改善しなければならないということから進入路を改善する。また、将来アジサイ道路にしようということで、アジサイをずっと植えて、対岸の方からも回って帰っていただくということで、対岸も整備いたしました。こういうことで巡回的な一つの方策と、また、

東屋も毎年計画的につくりましたので、あそこでお茶会もできるし、また来た方々にお茶のサービスもできる。そして、ゆっくりとお年寄りも休んであそこの花をめでていただくという、こういうことで一つ一つ片づけてまいりましたので、どうかひとつその辺も含めて、今後はもっともっとあの神楽女湖を、何といたしますか、お客様にもっと魅力ある、また花ももっともっと大きく育てたい、このように思っております。どうぞひとつその辺も含めて、今後皆様方の御支援をよろしくお願いいたします。

○議長（三ヶ尻正友君） 休憩いたします。

午前十一時四十六分 休憩

午後 三時三十五分 再開

○議長（三ヶ尻正友君） 再開いたします。

やがて正規の時間がまいりますので、あらかじめ時間の延長をいたします。

休憩いたします。

午後三時三十六分 休憩

午後四時 二十分 再開

○議長（三ヶ尻正友君） 再開いたします。

お諮りします。

先ほど、休憩中に懲罰特別委員会を開催し、審査を行いましたので、この際、本件を日程に追加し上程議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、この際本件を日程に追加し、議題とすることに決しました。

懲罰特別委員会委員長より、委員会における審査の経過と結果について御報告願います。

（懲罰特別委員会委員長・村田政弘君登壇）

○懲罰特別委員会委員長（村田政弘君） 懲罰特別委員会委員長の報告をいたします。

去る六月二十日の本会議において設置されました懲罰特別委員会は、休憩中に委員会を開会し慎重に審査を行いましたので、その審査の概要及び結果についての報告をいたします。

平成十四年六月十九日の本会議終了後において、自民党別府市議団及び自由市民クラブが、報道機関に対して記者会見を行った際に、総合体育館建設関連及び市税滞納問題等調査特別委員会で、秘密会の措置をとった上で、執行部より提出を受けた秘密保持義務が課せられた個人の税情報にかかわる記録を漏えいした行為に対して、市議会会議規則第百六条第二項に違反するものとの観点から、吉富英三郎君外十名の議員にかかわる懲罰事案について審査を行ったところであります。

会議に先立ち、本懲罰特別委員会の性格上、議員個々の一身上にかかわる重要な問題であることから、秘密会での審査を行うことと決定いたしました次第であります。

今回の秘密漏えい行為は、これまで永年、別府市行政の円滑な推進に資するべく培ってきた市議会と市行政当局との信頼関係を著しく損なう行為であるとともに、議会の最大の調査権限を有する百条調査特別委員会の議決により、秘密会に付せられた重大な内容について安易に公表したことは、市民から負託を受けた議会に対する重大な違背行為であるとのことにかんがみ、最初に、今回懲罰対象者個々に対し、懲罰を科することの可否をお諮りしたところ、採決に当たり、一部委員から、議員の懲罰そのものに反対であるとの意思表示がなされましたが、賛成者多数をもって懲罰対象者十一名全員に対し懲罰を科することに決定をいたしました。

次に、懲罰の種類についての審査を行いました。懲罰対象者のそれぞれの責任度合いを勘案すべきとの観点から、最終的に一部委員から反対の意思表示がなされましたが、採決の結果、賛成者多数をもって自民党別府市議団会派長の河野数則議員及び百条調査特別委員会の副委員長である山本一成議員に対しては、それぞれ六月二十二日から六月二十八日までの七日間の出席停止に、また百条調査特別委員会の所属委員である泉武弘議員、後藤健介議員、野口哲男議員、松川峰生議員の四名に対しては、それぞれ六月二十三日から六月二十八日までの六日間の出席停止に、さらに、佐藤岩男議員、永井正議員、井田逸朗議員、黒木愛一郎議員、吉富英三郎議員の五名に対しては、それぞれ六月二十四日から六月二十八日までの五日間の出席停止にすることの懲罰に科するべきものと決定をいたしました次第であります。

以上が、休憩中に開会いたしました懲罰特別委員会の審査の概要及び結果についてであります。

今後、このような問題が再発しないことを願いつつ、委員長報告を終わります。

何とぞ、議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。（拍手）

○議長（三ヶ尻正友君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

これより質疑を行います。

○四番（平野文活君） 委員長に、お伺いをいたします。

一身上にかかわる重要な問題だから秘密会にしたという報告でございましたが、私は、議員の一身上にかかわる重要な問題だからこそ、どういう議論がなされたかオープンにすべきであって、秘密会にすべきではないというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○懲罰特別委員会委員長（村田政弘君） 会議は、委員長が各委員に諮りまして決定した秘密会でございますから、会全体の問題で委員長として答えることはございません。ましてや、会議そのものが秘密会となっておりますので、先ほど報告以上のことは申し上げられません。

○四番（平野文活君） 秘密会というのは、議事録もつくらないのですか。秘密会といっても議事録はつくるのですか、お伺いします。

○懲罰特別委員会委員長（村田政弘君） 議事録は、ないと思います。議事録は、本会議

のみが議事録であって、会議には会議録はあるかもしれませんが、議事録はありません。

○四番（平野文活君） 事務局にお伺いしますが、今の答弁でいいのですか。秘密会といっても、正規の委員会ですね。委員会では録音をし、会議録というのをつくるのではないのですか。

○懲罰特別委員会委員長（村田政弘君） 委員長に対する質問ですから、私から答えるのが筋と思いますが、事務局に聞かなければわからない問題もあります。私は、あるだろうとは思いますが、それ以上はわかりません。

○議会事務局参事（徳部正憲君） お答えいたします。

テープだけは存在しております。

○四番（平野文活君） そのテープは、委員外議員が、後で閲覧を要求すれば公開されるものではありませんか。（「事務局が答えるものではないと言っておるだろう」と呼ぶ者あり）だから委員長に聞いておる。委員長。

○懲罰特別委員会委員長（村田政弘君） 私は、質問は三回が限度であるという申し合わせによって、これ以上は四回、五回になりますから、以上、答弁したとおりであります。

○四番（平野文活君） 常任委員会のテープあるいは特別委員会のテープは、きちんと存在をしておる。それを本会議のような完全な議事録はありませんが、それを各議員が閲覧を望めば、それはできるということになっております。秘密会とはいえ、議員同士が、その会議の内容を知るということは、議員の範囲ではできるはずであります。したがって、一身上の問題で重要だからというようなことで秘密会にしたとおっしゃるが、實際上そのテープを委員外議員が要求すれば、直ちにその内容は公開されることになっているわけですから、秘密でも何にもならない。こういうことを秘密会で行ったということについては、非常に疑問を持つものであります。今後、こういうことのないようにお願いをしたいと思います。

○議長（三ヶ尻正友君） ほかに質疑はありませんので、以上で質疑を終結いたします。これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告がありませんので、討論なしと認めます。

これより、吉富英三郎君に対する懲罰の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、吉富英三郎君に六月二十四日から六月二十八日までの五日間出席停止の懲罰を科すことであります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三ヶ尻正友君） 起立多数であります。

よって、吉富英三郎君に六月二十四日から六月二十八日までの五日間出席停止の懲罰を

科すことは、可決されました。

吉富英三郎君の入場を求めます。

(入場する者なし)

○議長(三ヶ尻正友君) 次に、黒木愛一郎君に対する懲罰の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、黒木愛一郎君に六月二十四日から六月二十八日までの五日間出席停止の懲罰を科すこととあります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(三ヶ尻正友君) 起立多数であります。

よって、黒木愛一郎君に六月二十四日から六月二十八日までの五日間出席停止の懲罰を科すことは、可決されました。

黒木愛一郎君の入場を求めます。

(入場する者なし)

○議長(三ヶ尻正友君) 次に、松川峰生君に対する懲罰の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、松川峰生君に六月二十三日から六月二十八日までの六日間出席停止の懲罰を科すこととあります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(三ヶ尻正友君) 起立多数であります。

よって、松川峰生君に六月二十三日から六月二十八日までの六日間出席停止の懲罰を科すことは、可決されました。

松川峰生君の入場を求めます。

(入場する者なし)

○議長(三ヶ尻正友君) 次に、野口哲男君に対する懲罰の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、野口哲男君に六月二十三日から六月二十八日までの六日間出席停止の懲罰を科すこととあります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(三ヶ尻正友君) 起立多数であります。

よって、野口哲男君に六月二十三日から六月二十八日までの六日間出席停止の懲罰を科すことは、可決されました。

野口哲男君の入場を求めます。

(入場する者なし)

○議長(三ヶ尻正友君) 次に、後藤健介君に対する懲罰の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、後藤健介君に六月二十三日から六月二十八日までの六日間出席停止の懲罰を科すこととあります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(三ヶ尻正友君) 起立多数であります。

よって、後藤健介君に六月二十三日から六月二十八日までの六日間出席停止の懲罰を科すことは、可決されました。

後藤健介君の入場を求めます。

(入場する者なし)

○議長(三ヶ尻正友君) 次に、山本一成君に対する懲罰の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、山本一成君に六月二十二日から六月二十八日までの七日間出席停止の懲罰を科すこととあります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(三ヶ尻正友君) 起立多数であります。

よって、山本一成君に六月二十二日から六月二十八日までの七日間出席停止の懲罰を科すことは、可決されました。

山本一成君の入場を求めます。

(入場する者なし)

○議長(三ヶ尻正友君) 次に、井田逸朗君に対する懲罰の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、井田逸朗君に六月二十四日から六月二十八日までの五日間出席停止の懲罰を科すこととあります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(三ヶ尻正友君) 起立多数であります。

よって、井田逸朗君に六月二十四日から六月二十八日までの五日間出席停止の懲罰を科すことは、可決されました。

井田逸朗君の入場を求めます。

(入場する者なし)

○議長(三ヶ尻正友君) 次に、永井正君に対する懲罰の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、永井正君に六月二十四日から六月二十八日までの五日間出席停止の懲罰を科すこととあります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三ヶ尻正友君） 起立多数であります。

よって、永井正君に六月二十四日から六月二十八日までの五日間出席停止の懲罰を科すことは、可決されました。

永井正君の入場を求めます。

（入場する者なし）

○議長（三ヶ尻正友君） 次に、佐藤岩男君に対する懲罰の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、佐藤岩男君に六月二十四日から六月二十八日までの五日間出席停止の懲罰を科すこととあります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三ヶ尻正友君） 起立多数であります。

よって、佐藤岩男君に六月二十四日から六月二十八日までの五日間出席停止の懲罰を科すことは、可決されました。

佐藤岩男君の入場を求めます。

（入場する者なし）

○議長（三ヶ尻正友君） 次に、泉武弘君に対する懲罰の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、泉武弘君に六月二十三日から六月二十八日までの六日間出席停止の懲罰を科すこととあります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三ヶ尻正友君） 起立多数であります。

よって、泉武弘君に六月二十三日から六月二十八日までの六日間出席停止の懲罰を科すことは、可決されました。

泉武弘君の入場を求めます。

（入場する者なし）

○議長（三ヶ尻正友君） 次に、河野数則君に対する懲罰の件を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

本件に対する委員長の報告は、河野数則君に六月二十二日から六月二十八日までの七日

間出席停止の懲罰を科すことであります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（三ヶ尻正友君） 起立多数であります。

よって、河野数則君に六月二十二日から六月二十八日までの七日間出席停止の懲罰を科すことは、可決されました。

河野数則君の入場を求めます。

（入場する者なし）

○議長（三ヶ尻正友君） 次に、一般質問を続行いたします。

○二十六番（内田有彦君） 市長以下執行部の方には、大変お待たせをしました。しかし、本来ならば私が最後ですから、普通六時ぐらいから始まることを考えると、その点はむしろ早いのではないかと考えております。しかし、こういう場合ですから、なるだけ簡潔に要点のみを質疑ができれば、私も議事に協力しながら、ただいまより質問をしていきたいと思っております。

そこで、今、別府市内で亀川の温水地域に実は大変な、住民の方々が困るような、そういう騒動があります。これについては、市長あて陳情を過去二回、地元の代表者の皆さん、さらには地元の多くの皆さんが、市長は公務であったけれども、市長公室並びに担当部長、課長を対象に温水の地区の実態を市に訴えながら、何としても考慮してほしいということでありました。しかしながら、六月十二日に温水地区において立命館アジア太平洋大学のクリオテックという会社が、二百四十人収容の学生寮をあそこに建築するという許可を、市が出しました。地元としては、再三再四、今のような地域の実態からして、とてもそれは今の自分たちの環境を守ること、生活のリズムが壊れること、それによる交通事故等が起こることは明白であるということを再三市に訴えたにもかかわらず、市長名においてこれが許可をされたということは、大変温水の人たちにとっては、怒りと同時に、何を根拠にこんなことをしたのだろうかということが、今問題になっております。

実は一昨日の夜、クリオテックそれから大学、さらにはこれを施工する熊谷組の三者と地元の多くの人たちが、温水の公民館で話し合いをしました。そして、地元の人たちの意見というものの、それに対するクリオテックの回答は、ほとんど地元の意見に対して実は回答ができないという状態の中で、さらにそのことを詰めていくという、今そういうことになっております。

当然、私もそれに出席をしました。そこで、温水地区の現状を行政当局、特にこれを許可した建築指導課並びにその部について、今からお聞きをしたいわけです。

温水というところは、あなた方も何回かは恐らく開発行為の許可をするについては、実情・現状を十分に調べた上に許可をされたのだ、またされるものだというふうに私は認識をしております。しかし、温水の現状は、これは市長ほか、特に市長は温水の出身でいら

っしゃいますから、ほかの方は、今から二十年前あるいは三十年前と今の温水との交通の道路の問題あるいは環境の問題は、二十年前と何ら変わっておりません。温水というところは、本当に狭隘な地域と同時に袋小路といいますか、ＪＲの線路をまたいで、そのまま入ったら出口がないというようなところであります。逆に、温水地域の上にはスパランド豊海、あるいはシーサイド関の江は、これはちょっと山を越すわけですが、スパランド豊海の方のたくさんの家もあります。その人たちが今生活する上については、今の温水の四メートル道路一本をもって、すべてあそこを行き来しながら、国道十号線から日出に勤務する人は、全部あれを通って行く。大分、別府に勤務しておれば、やっぱりあそこを使いながら通って行く。登下校の小・中学生あるいは一般地域の人たちも、全部その四メートル道路一本しか通る道路がないわけです。

現在、では温水の地域にはどれほどの方がおられるかというと、当初は、市長も知っておったと思いますけれども、あそこは温水の水源地があります。水源地を中心に五、六軒、そしてその山を、スパランド豊海の下の方に十軒もあるかないかぐらいの、実はそういうような地域でした。しかし、そういうちょっと便利が悪いけれども、しかし非常に環境はいいということで、最近そこに温水団地というものができました。そして現在は、五十四世帯の、五十四戸と言っていると思いますけれども、五十四軒の家がずっと建ちました。それによって温水のあの地域というのは、もうかなり飽和状態になっている。現状の交通量を見ても、おとといも地域の主婦の方が真剣に訴えていましたけれども、現在、あの温水の道路、四メートル道路がずっと走って行って、そして旧国道といいますか、国道十号線のバイパスができましたから旧国道、バイパスをつくるときに移転をして、その後に生活道路というものを別につくりました。それは、四輪ではとても離合ができないような道路で、時々離合場所をずっと、百メートル置きぐらいに離合場所をつくりながら、その生活道路が現在ありますけれども、それを通して、そしてさらに亀川マルショクまで行って、それから大分に行ったり別府に行ったりという、そういう状態が今続いているわけです。

ですから現状、例えば通勤時においては、あそこは温水の地域からわずか亀川駅に行くのに、ひどいときには二十分ぐらいかかるわけです、現状で。というのは、国道十号線には直接出られない。そうすると、今の生活道路を左に行くか右に行くかしながら大分に行ったり別府に行ったり、あるいは杵築に行ったり日出に行ったりという、そういう車における混雑状態は、とても想像を絶するような状態が現状としてあるわけです。

それから通学する児童、これもまた大変です。これは、やっぱり四メートル道路を通っていかなくては亀川小学校や北部中学校には行けない。スパランド豊海を通りながら国立病院を抜けていくなんというのは、とてもではないけれども、それは現状としてはできないという、そういうような環境が現状としてある。

そのことを強く行政に訴えて、今のこのクリオテックの学生寮については、とてもではないけれども、現状を認識しながら行政として許可に当たっては、十分にその辺の渋滞が

ない、つまり、今地域における人の生活のサイクルというか、その利便度の悪さが可能な限りならないような方向でひとつ考慮してほしいという陳情をしたのです。

もともと、今五十四世帯、百五十四、五人だそうです、住んでおる方は。そこに二百四十人も人が住むようなそういう建築物を建てるそのものが、もう四メートル道路を違う道路が抜くとか、あるいはそれを八メートルにするとかいうのだったら、これは問題はないのですけれども、現状のままでこんなことをするということは、とても……。では、今後どうするのだろうかということで、今、市がもう許可をおろしておりますから、業者の人は、許可をおろす段階で市の方がかなり指導をされたと言っていました。しかし、では問題点は、この問題点、道路の問題点はどうするのですかというときに、クリオテックの人それから熊谷組の人は答えきれないのです。では、どうさばくのですかと。具体的に言うならばダンプが通ってくる。そうすると、では地元優先で、あそこは線路がありますから、線路から具体的に言うと生活道路というのが国道十号線に置かれます。それから線路まで約五十メートル。線路から今度は約百五十メートル行ったところに、スパランドに抜ける道が一本通っております。それから、今度は、今建設しようとするところが百メートルあるわけです。全部で三百五十メートルの四メートル、この四メートルちょっと超えるようなその道路一本が三百四十メートルつながっておるわけです。

一番問題なのは、踏切から五十メートルのところは、それ以外よけるところも何にもないというような状態です。そこでは、もう事故が何回ありました。その前には、あそこに信号機をつけたというのですけれども、今は信号機も実はそれも取っ払っておるという格好で、今の五十四世帯にプラス、スパランド豊海からどんどんやっぱりそれを通してそれぞれ職場に行くそういう通勤者。それに、今回二百四十人の人たちのその数。今の一・五倍の人が、一挙にあそこにふえていくといったときに、それで果たして温水の人たちの生活ができるのかどうなのか。来る人も大変な問題になるのですよと。何でそのような状態の中でこんなことが起こっていいものかというのが、温水の人の願いなのです。どうするのだろうか。仮に今後、交通事故等は、もう間違いなく起こる。クリオテックも熊谷の方も、その点は否定はできん状態です。具体的にではどういう安全対策をあなたはとるのですかと。それは今から考えながらというようなことでした。

問題は、工事にかかる前に、かかる前にそういう道路の整備。工事が済んで、二百四十人が来た後、二百四十人だけではありません。恐らくその人たちはバイクを使うだろうし、その友達も来る、親戚も来るだろうから、恐らく交通量というのは二百四十人に、倍まではいかんでも、それにやっぱり百人ぐらいの人がそこに会いに来たりとか、いろいろ来たりします。今のこの、現在おる五十四世帯の人でも当然親戚やら知人やら何やらやっぱり来ながら、この人たちの専用道路ではないですから、そんな人が来る。それからスパランドの人でもやっぱり来る。そうしますと、これはとてもではないけれども、今の道路をこの人たちが来て使うなんということには、どう考えてもならん。どうしてこれを使えというの

かということが、一番やっぱり疑問になる。

もとは、なぜでは市がそれを許可したのだろうか。と同時に、立命館といえば、これは立派な大学です。これはもう市も挙げて立命館に対するいろんな補助・助成等をし、また立命館の方も別府市民とタイアップしながら、ボランティアで学生が来たり、いろんな交流をしながら、文字どおり国際都市として、そして別府の学園都市として胸を張って別府市のために、また日本一になるような国際大学をつくろうということでやっています。それはもう私も承知しておりますし、私の地域に住んでおる立命館の学生も、本当にモラルは立派なものですよ。ですから、なぜそういうすばらしい理想を持った立命館は、まちづくり運動もお互いにやっていこうという、そういう理想を持っておる立命館が、クリオテックという会社がそんなことをすることによって、まさにイメージダウンもいい。何を考えておるのだろうか。まさにこれはまち壊し、温水のまち壊し以外の何にもない、プラスするものは何にもない。今の生活環境、例えば通勤する人が、もしこのことができれば、もうサイクルが変わってくる。少なくとも三十分ぐらいは早く起きて早く出ないと、とてもではないけれども行き着かん、実はそういうような状態が起こっておるわけなのです。当然、これは具体的には建築指導課が許可をしたのでしょけれども、建築指導課は、どこまで調査し、そしてこれだったらいけるという、その判断は一体どこにあったのだろうかと非常に私は疑問に思うし、温水の人たちは、行政に対してとても不信を持っているのですよ。現地を調べて本当にしたのだろうか。今はもう実際、地域の人たちとさっきも言ったとおりに話し合いをしておるけれども、熊谷組にしたってクリオテックにしたって、道路問題については、言うことについて答えようがないのです。答えきれないのです。そういう状態になっています。ですから指導課は、あるいは建設部全体として何を根拠に許可したのだろうか。地域の人には言っています。市長に会いたい。そして実情を見てもらいたい。これがなったときは、では将来必ず事故が間違いなく起こる。そして、生活環境も全部違ってくる。市長の考え方を聞きたいというのが、再三要望があっています。

それはそれで別問題としまして、今言った、何で開発行為の許可をおろしたのか。そのような現状の中で業者そのものも答えきれないのです。では交通はどうするのですか。工事をするときには、あなたたちどうするのですか。そうすると、それはすべて業者優先の方法です。何から何までこうします、こうしますと。全部それは地域の人に被害をこうむるわけです。そのために地域の人たちは、離合するたびに何十分も待たんといかんという状態になってくる。そういうのがありありと見えている。ですから、地域の人たちは、あなた方は、地域の人を迷惑をかけない、そう言ってこれをしたのではないかと。では、かけん方は何ですか。その解決方法はないのです。ですから、何遍もくどいようですけれども、まず、どうしてこれを、許可をおろしたのか。その見通しはどこに、あの道路の事情をどういうふうに勘案して、これだったらいいいというから許可したのだと思うから、それを聞きたい。

○議長（三ヶ尻正友君） 五分間休憩いたします。

午後四時五十九分 休憩

午後五時 五分 再開

○議長（三ヶ尻正友君） 再開いたします。

○建築指導課長（永松和夫君） お答えをいたします。

先ほどから、議員の方から現場の状況、クリオテックが建設をいたします学生寮の近隣の状況についていろいろ述べられました。現地の状況は、議員が言われるとおり、私も同じように感じております。この計画については、先ほど議員もおっしゃいましたように、私も、開発の許可を六月十二日付でおろしたわけでございます。現地の状況といたしましては、旧国道十号線の側道からＪＲまで百メートル、それからＪＲの踏切から建設地までが二百五十メートルということで、合計三百五十メートルほどの道路、これが四メートルちょっとしかないということでございます。先ほどから議員は、その道路が狭いということの問題にされておるわけでございますけれども、開発許可に当たりましては、私も、建物を建設する目的で行う土地の開発、これは千平米以上の土地の開発をする場合には、市街化区域内におきましては開発許可が要ということで、それに基づきまして、クリオテックの方から申請が出たわけでございます。私も、これの審査に当たりましては、開発許可の基準といたしますか、都市計画法の二十九条以降のいろんな条項を見ながら、あるいは都市計画法施行令あるいは施行規則、あるいはまた開発指導要綱、それ以外の細々とした技術基準につきましては、開発指導要綱、こういうものを参考にしながら、また設計をする方もそういうものを参考にしながら手続きを踏んでいくということになるわけでございます。

また、私もは都計法――都市計画法――の三十三条、これに基準がございまして、それから施行管理三十二条の公共施設の施行管理者同意、こういうふうなものもすべてそろった上で審査をし、許可をしていくというのが基本になっております。

四メートルの道路という問題につきましては、これは施行規則の二十条の二というところに、国土交通省が定める幅員というのがございまして、その幅員は四メートルということになっております。これは最低の幅員でございます。それ以上あれば、許可についてはオーケーになっていくということでございます。

○二十六番（内田有彦君） 一体行政というものは、まちづくりについてどう考えるかということになるのですね。今、課長が言ったのは、要するに建築住宅法か、そのものの部分的なものについてはクリアをしておるから、それは申請を受けたら、適合すれば基準値、基準値という言い方はおかしいけれども、例えば四メートル道路あれば許可をしてもいい。そういうこと、あなたは、だから許可をせざるを得なかった、そういうことをおっしゃるのだね。

ところが、それなら片や別府市の環境条例なんかを見たらどうですか。別府市民の生活

環境を行政は守らんといかんわけでしょうが。そうすると、オーバーな言い方をすれば、では、あなたのような指定建築物以外十五メートル以下の建築物であると。そして、それに面した取りつけ道路が四メートルあれば、例えば千人の住宅を建てたら、それでも許可をするということになるのですよ。そんなことになるのですかというのだ、たった四メートル道路で。さっきあなたも言ったとおり、「同じように感じています。非常にあの道路は狭い、交通渋滞を起こす」と。同じように感じておるけれども、法それから規定、規則ではオーケーできる、だから許可したのだと。しかし、そんな理由はない。成り立つのだろうか。市としては、地域住民の環境をよくする、これがやっぱり大きな義務ではないのですか。たとえ法でそうあろうと、具体的に混乱がもう目に見えておる場合は、あなた方は、開発許可に当たっては、道路の使用状態を見たときに、さっきも言ったけれども、二百四十人の学生さんがそこに来る。それだけではないのですよ。プラスアルファが必ず来る。今の状況に、そのプラスが来るのですよ。そうしたときに四メートル道路、ではどういうふうな交通をするのですかと言うのです。歩道もない。そしてあそこの道路は、あなたは見たというからわかるけれども、まさに軟弱そのもの。傾いておる。きちっとなっていない。地盤が弱いから、常にでこぼこになっておる。ダンプが何回か通ったら、もう路肩はへこんでおるという、入り口のカーブなんかは皆そうになっておるではないですか、でこぼこに。そういうような非常に、もうだれが考えてもそんなことでは生活ができないではないかという。今住んでおる人の倍以上の人がこの道路をどう使うのだろうか。別に八メートル道路をつくるとか、あるいはその専用道路をつくるとか、そんなのがあれば別ですよ。そういうようなことを考えんで、ただ法をクリアしておれば市民の人たち、特に私に言わせればまさに弱者ですよ、そういう方々は踏みつぶしても、これは法にかなっているからいいのだという、そんなことが果たしてできるのだろうか。

何回も言うけれども、環境保全条例をでは見てみなさい。やっぱり市民生活を、快適な生活を守ろうではないかというのが、片一方あるのでしょうか。そのときは、まさに整合性なんかないではないですか。あなたは、そして私は言い間違いしましたけれども、生活道路から踏切まで、私は「五十メートル」と言ったけれども、本当は「百メートル」です。百メートルの距離が、あそこにもう数珠つなぎなのですよ、今でも。一回一回出るといったって、国道十号線のマルショクの信号が変わらん限りは、これはずられぬです。そういう渋滞をあなたは、同じように感じておるというのは、知っておるはずなのですよ。それにプラスしてこんなことをしたら、ではどうなるのか。これは完全に温水の人たちの生活リズムの破壊です。まち壊しです。それしかないではないかという。なぜそこのところを開発許可するとき、温水の人たちは、しかも立命館ともあろうものがと、すぐ大学にやっぱり直結するわけですね、来る会社。本当はクリオテックがしたのですけれども、ああいいう立派なことを別府市の中でお互いに市と連携しながらやるし、どこの地域でも立命館の学生が問題を起こしたのは聞いたことがない。むしろ私の地域にもたくさんいるけれども、

とても礼儀正しい。あいさつもよくします。こっちからせんでも「こんばんわ」とか片言で言ったりとか。そして歩くのでも、道路なんか真ん中を通りません。道路の横をすうっと通りながら、本当に何というか、昔の日本人の謙虚さが出ておる学生が多いですよ。色の黒い人もおりますし、中国の人、韓国の人もありますけれども、総じてすばらしい学生がおるし、私たちは、亀川地域の、特に私たちの中央町とか四の湯の人たちは、さすがは学生の指導が行き届いておるなという、そういう感じしか持ってなかったのですよ。ですから、私もこれを聞いたときびっくりしたのです。それはおかしいのではないの。ところが、現実がそうなのです。しかも、これだけのことをするのに、一言の温水の地域の人に相談もなく、いきなりこういうことをつくるということをやっておるのです。こんな問題は、本来からいったら、大学の姿勢からいえば、まず二百四十人の人を住まわすのですよ、今、百五十ぐらいしかおらんところに。ならば当然、こういうことを実はしたいのだけれども、皆さん、どうだろうかという話をして、そしてそこで合意をしながら進む。これがまさに法とかいう以前の問題の信頼関係というか、まさに国際交流というか、そういうことの第一歩である、そういうふうに私は感じるのです。地域の人もそうなのです。それが抜き打ちに「やるぞ」と。

私にまだ言わせれば、おととい、実はその会合があったときに、大学の方が一人見えておりました。この人は、大変やっぱり立派な人でした。私は、名前を聞いたけれども忘れたけれども、とても立派な人で、「申しわけない」ということを盛んに言われました。ところが片一方は、クリオテックの方は、ちょっとやっぱり傲慢そのものですね、感じが。もう市から判を押してもらったのだからと。しかし、市の強い指導があったから、住民とは一応話し合わんといかんと。しかし、あくまでも建築をするという前提の、工事をするという前提の、全部、自分たちの工程優先の計画です。だから、その計画を出したから、自分たちは総反対したのです。では、この場合どうするのだ、どうするのだというと、答えられない。例えば幅寄せの道路をつくるといったって、つくる場所も、ではどうするかといったって、踏切から一番混雑する国道十号線の生活道路ですよ、その間の約百メートル、これは全部家が建っておるのだから、ではそこを離合たって、しょうがないのです。四輪車が二台離合なんて、もうダンプなんかはとてもではないけれども、それはできない。四輪車が離合するのにも、婦人の方は、運転の未熟な人は、立ち往生するというのです。ですから、そこの地域の人が、自分のところの庭にかぎを、いつもかぎをかけんと常にそこに、離合場所に使われて、水道管が破裂したりするものだから、かぎをかけたりするのだけれども、余り見ておって気の毒だからといって、わざわざかぎを開けて、そこが避難場所として、そして行くまでですと。そうすると、その人は、今度は出るとき出きらん。そういう問題を、おととい言われていますけれども、「あなたたちはそれを知っておるのですか」と。実際その人たちは、知らんような格好です。答え切らんかったです。どうするのですかと。どうしようもないのです。

あなたは、同じように感じておると。私は、それがどこで同じように感じておるか不思議でたまらない。少なくとも、やっぱり市は許可する以上、責任を、地域に対する住民の責任はやっぱり持たなければいかんのです。これは、許容限度はこれくらいだなとかならいいけれども、まさにあなた方は許可したとき、今言ったことは、ではどういうふうにあなたたちがしたら、これだったらいいのではないかという判断が全くない。聞いておると、ただ指定建築物以外だから、それから建物の建っているところに面しておる道路が四メートルだから。それは、それ以上だったら何ほでも建てていいと。さっき言ったけれども、千人でも二千人でもあなたたちは許可するのですかと私は言いたいのです。あなたたちは、それなら千人のをつくるから、どうですか、あなたは許可しますか。私はそんなものではないと思うのです。やっぱり生活するというのは、必ず人が歩いたり車が走ったりするのは、これはもう不可欠なのです。だから、そのことをやっぱり考えながら、申請者と話し合いながら、と同時に、こういう重大問題を地域の人たちに話をするという、そういう行為は、私は、今回ものすごく欠落しておったと言う以外にないと思うのです。

もうあなた方は許可したのだから、許可した以上、向こうは、もう葵の御紋を持っているのですから、しかし、それは今のところは出していません。やはり地域の人と話し合いながら、できるだけ私たちは協力しますから、私たちのこともお願いしますという、今、そういう平行線みたいな格好になっておりますけれども、地域の人、では、これをどうするのですか、については、具体的には答えきらんですよ。そういう実態になっておる。あなた方は、それは予測しておったと思う。大変私はこれは問題だと思います。

言いたいのは、今からクリオテックと当然施工する熊谷組さんと地域の人とが、いろいろ話をどんどんします。そのとき、行政の方も出てきて、判を押したのは市ではないですか、地域の方はそう言うのです。判を押した市の人にでは答えてくれ。その場合、あなた方は当然私は出てきて答える理由が、責任があると思いますよ。あなた方は、そういうことまでは恐らく机の上の計算か何かで私は判を押したのだらうと思うけれども、とても現実にはそんな問題ではないのです。ですから、四メートル道路があるとか、指定建築物十五メートル以下だったら、何百人住もうが何千人……、何千人と言ったらオーバーですけども、住む人の人数は関係ないなんというそういう理論が、今後成り立っていくのかどうかということを私は問いたいのです。まず道路の整備があって、手すりがあって、側溝があって、いろんなことがあって、生活環境が維持されるのでしょうか。交通問題も、交通事故は、これは確実に起こります。そういう今のあなたのような方針で今後開発行為というものがなされていくのかと私は問いたいですね。そんな、ただ法に適合したから、住む人が何ほおろうと関係ないと、そんなことが果たしてできるのか。基本的なことは、行政というのは、市というものは、特にそういう過疎の人たちとか、あるいは生活環境が大変困っておる。あそこの舗装だって、この種の人と比べてみなさい。舗装らしい舗装をしておりはせんではないですか。みんな曲がりくねったような、そういうような状態ですよ。

そういうところにあなた方は、将来的な問題についてを予測しながら、あなた方だけの場合は、確かに法に適合しておる、しかし、行政として一体にとらえながら環境問題というところと、行政全体としてこういう問題は話し合いをしながら、施工者に理解を求めながら、それで地元の人と理解を求めながら、このくらいだったらどうかなというのが、私は行政の今後とるべき道と思っております。いかがですか。

○ 建築指導課長（永松和夫君） お答えをいたします。

今、議員の方からも再度、道路の問題のお話がありました。道路の幅員を決定する要素といいますか、その辺のことをちょっとお話をしたいと思います。

その前に、開発許可の中でクリオテックの方の側が交通量調査をいたしております。まず、五月十四日に七時から八時までの通行、朝の時間帯に四十六名、それから五月二十日……（「それは触れんでいい。私がいいます。そこを言うのではありません」と呼ぶ者あり）ちょっとしゃべらせてください。二十日の日に二百七十二台の車両が通っております。道路を決める……（発言する者あり）

○ 二十六番（内田有彦君） ちょっと、あなたはね、あなたが言っているのは、業者さんが調査したことをもって、それを基準としておるのですか。あなたは、それでは、あその温水の人たちの今困って困って、困られている人たちのその人たちの話、その人たちと一緒にそういう状態を、ではあなたは双方の意見を見てあなたは判断したのですか。そうではないでしょうが。業者さんが何月何日何時にした、何時にしたと、そうでしょうが。それをおとといやったから、地域の人が言ったのですよ、「何をあなた考えておるのですか。何時にしたのですか」と。一番暇なときにしておるわけでしょうが。あなたたちは、それなら、朝何時に一番混むのか、あなたは知っておるのですかと。業者さんは、八時半から五時半まで工事をするというわけですよ、連続。あなた、工事をするのだったら、では何時とかどういうふうになるのですか。何時にしたのですか。暇な時間しかしてないではないですか。それで、おとといの話では、そんなのではだめだといって、業者もそれを認めたのです。では、お互いに一番問題点についてしまししょうと。今、そんな話に実はなっておるのですけれども、ここではあなたがそんな答弁はない。そんないいかげんな答弁をすべきではない。答弁するなら、双方から聞いた上で、あなたが現実にその現場で見て、なるほどなど。それが答弁ではないですか。

あなたは、では何ですか、業者さんの片棒を担ぐのと同じですよ。そうではないではないですか。市というのは、その逆ではないですか。市というのは、市民をやっばりまず大事にする。そういうことだと思いますよ。ですから私が問うておるのは、そんな報告がどうだこうだとかいうのではないのです。現状としてそんなものが、許可をするときにそこまで考えてすべきではないかと。ただ法をクリアしておるからという問題ではないではないかということを問うておるのですよ。今後、では、あなたたちはどうするのですか。では、この件について行政として、今は話し合いをしておりますが、最後は話し合いが壊れる場

合もあるのだから、そのとき、ではあなた方は、もう許可したから知らんぞという姿勢をとるのか、あるいは中に入って、市として道路について、今あんな道路になっておるから、もう少し道路をどうするとかこうするとか、そういうようなことを考えておるのかどうか、それを問いたいのですよ。どうするわけですか、あなた方は。もう許可したら、後は知らんというのですか。

○ 建築指導課長（永松和夫君） 許可後に私ども、知らないというふうな考えであるということは毛頭ございません。許可をいたした六月十二日についても事業者の方には、許可をした、これで終わりではありませんよ。今から改めて地元の方と今までどおり、今まで以上に協議を進めてくださいと。

それから、地元の方から五月十三日と二十九日、二回、市の方に陳情がまいっております。それらについても、その陳情の中身は、私は、確実にクリオテックさんの方にお伝えをして、その内容については、それぞれきちんと対応してください。道路の問題についてもそういうふうに申し上げております。

○ 二十六番（内田有彦君） まだ言えば、課長、部長は一個も答弁せんけれども、課長の方が的確に答弁をするのでしょうから、それはそれでいいと思いますけれども、まだ言えば、あなたがそこまで言うのだったら、おとといはおかしなことがあったのです。しかし、そのことを言うとあなたの立場がなかりうし、クリオテックや立派な立命館にこれは傷がつく問題ですよ。そういう事実が、あなたが言うようなきちとしたことは、それはもうここでやめておきますけれども、そんなことをあなたが言うのだったら、では、おととい、クリオテックが言ったことが何かということになるのですよ。あなたが言ったことは、事実とかなり違っておりますよ。そのことを、ここで指摘をしておきます。

と同時に、今あなたがおっしゃったように、ただ許可したから後は知らんというのではない。あくまでも地域に対するいろんなトラブルとか交渉事については、こっちも行政指導をさらに進めるという、今そういう答えが出たから、私は、ぜひそのことは進めてほしいと思います。

そこで、この件について市長から一言言ってほしい。というのは、市長はどう考えておるのかという意見をみんな持っておるから、それを一言だけ言って、そしてすぐ次に移りたい。

○ 助役（安倍一郎君） 先に私の方から、お答えをさせていただきます。

これを言いますと、法が十分でない部分があると、こういうこともまた言えようかと思うわけではありますが、先ほど課長から説明を申し上げましたとおり、基準法、都市計画法なりあるいは関連法令、これに、いわゆるその基準に合致している件につきましては、これを、許可行為を出さない、こういうことにつきましては、許可権者に対して今度不作為の問題が起こる、これは議員御承知のとおりであります。

そういったことから、先ほど議員のお話の中にも、市の強い指導、こういうお言葉があ

ったわけでありますが、私どもといたしましても、法令の許すこの範囲の中でぎりぎりの行政指導をいたしたつもりであります。ただ、この行政指導にあくまでも強制力は伴いませんので、そういう意味で限界がそこに存在することも事実であります。私どもといたしましては、これは開発行為の許可でありまして、この次にまた建築確認、これの問題が起こるわけでありますが、今後とも当事者同士、これが話し合いのできるそういった条件整備なり場づくりに、行政としてまた最大の努力をしていきたい、こういうふうに考えておりますので、ぜひこの件について御理解を賜りたい、こういうふうに考えております。

○市長（井上信幸君） 内田議員の指摘の件につきまして、私からもお答えいたしますが、今、御質問を聞いてふと考えたのが、十五年前。私も当時議員でしたが、中島町のワンルームマンション二棟が建つ問題で、私たちは、命をかけた闘争をいたしました。そして、ついに許可を出した業者をとうとう払いのけた。これには弁護士も大変な御協力をいただいたという、その経緯がございます。

ただ残念なのは、クリオテックという会社が、私どもに事前に何も話がなかったということであります。大学の関連企業であれば、事前にそういう話があってもしかるべきであると。地元の状況また別府市の状況、また、その通学路に適するか適しないか。こういうことは、我々行政が一番よくわかっているのにもかかわらず、事前にそういう話もなく許可申請をしたということは、非常に遺憾であると思います。この件につきましても、今後、助役を中心にいたしまして、本校であります立命館の本部にも、またクリオテックにも厳重な申し入れをし、住民の安全対策、その他に私も心してまいりたい、このように考えております。

○二十六番（内田有彦君） ぜひですね。私は、この件はやっぱり私が思ったとおりかなと思ったのだけれども、市長が初めからこれは知っておったのかなと思ったのです。やっぱり知ってない。やっぱり担当課と担当部が独断でやって判を押したということになる。だから私は、知っておった場合には必ずや、それはそうでしょう、住んでおる人の一・五倍の人が住むのですよ。これはたまったものではないですよ。だから、事前にやっぱり地元と話をする、これは必要です。

それからもう一つ、助役が言った件について。それは法がある以上、申請をしたら適法であつたら、それは判を押さんときは、逆に訴訟の対象になる。これもわかります。それは、しかしあくまでも開発行為であって、ではそこに何千人住むとか何万人住むとかいうことを、そこまで規制できんですか。私は別だと思うのです。開発行為があっても、ではそのときに二百四十人というのは、それはどうなのかなと。許容があるではないかというぐらいのあなた方は、人間が入ってくるわけですよ。建てるそのものよりも、人間が入ることによって、これは建ててもだれも入らんかったら、みんな文句言いませんよ。人が入ってくるから、それに対していろんな問題がおこるのではないですか。それとこれとは、私は別と思うよ。だからそれは、そのときに二百四十人という数をあなたたちは聞いたと

きに、もう「それはちょっと、クリオテックさん」と言うのが当たり前なのです。私は、そんなものを建てるなどかいう話ではないのです。そこら辺を地域の人というのか、市民を対象にして物事を考えぬからそういうことになるということを強く私は指摘しながら、ぜひ市長、立命館とクリオテックに、冗談ではないと。そんなこと二度とないように。今、ある問題については、住民の環境を守るという立場でやれということを、ぜひ抗議してください。

では、次に移ります。ああ、ちょっと通り過ぎました。（発言する者あり）

次は、これはまた、もう本当に何というか、ばかばかしいとしか言いようがないことを行政が言っておるのです。この前、私が議会のときに、四月一日から一般廃棄物について市条例で施行すると、今の状態の中ではいかなるものですかね、少しやっぱり時期をずらした方が、この不景気の中ではいいですなという、実はそういう……（発言する者あり）事業系ごみです、話をしました。

きょうは、そのことなのですけれども、そのことで市は、市といいますか、具体的には教育委員会と学校関係の残滓。学校関係の残滓を今どうしておるかということ、それを市が金を払って、そしてその業者は、その残滓をまた焼却場に行って金を払って、あそこで全部燃やして煙にしておるのです。これは、去年までは残滓ではなくして再生利用物、そういう考え方で豚のえさにその残飯を全部持って行って、そしてそこで処理をしていたという状況があったのです。ところが、ことしからそれをやめて、わざわざ金まで払って、業者に市が金を払う。また、その業者は、またそこで金を払って、そして燃やしてしまう。これは、まさに自然環境問題を考えたときに、こういうばからしいことを市がやるのだろうかと思うのです。市長は常に言っておるけれども、「出るを制す」と。これがふやすもとだと。まさに出るを制すではないのです。どんどんばからしいことをしていく。しかも、これは理にかなわんことをしておる。ちゃんと再生物として残滓というのは利用できるのだから、何でそんなことをせんで、わざわざ委託をして、それで委託料を払ってそんなことをしたのか。それを私は、もう時間がないから、今は物をはしょって言っておるわけだけれども、何でそんなことになったのか。

そこで、教育委員会と市の清掃課に聞きました。ところが、ちょっと見解が違うのですけれども、まず、市の清掃課に簡潔に、今の給食による残滓は、これは何なのか。廃棄物なのか、あるいは再生利用物なのか、どちらか。それだけ教えてください。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

給食の残滓、それから残飯ですが、総称して「残滓」と申しておりますが、この物については再生利用物で事業系一般廃棄物ということになっております。

○二十六番（内田有彦君） 何か余りわけわからん答えだな。（「全然わからん」と呼ぶ者あり）全然わからんね、あなたの答え。私が言っておるのは、残滓。残滓については、事業系一般廃棄物なのか、あるいは、そうではなくて再生利用物なのか、どちらなのかと

いうことを問うているのですよ。どっちなのですか。

○清掃課長（松田 磨君） お答えいたします。

これを……（「どっちか」と呼ぶ者あり）再生利用物でございます。

○二十六番（内田有彦君） そうなのですよ。ここに、これは廃棄物の処理及び清掃に関する法律の中の一般廃棄物処理の中に、一般廃棄物は、こうこう、こういうものであると。ただし、事業者の目的とする一般廃棄物が、これが専ら再生利用の目的となるときは、その限りではない。だから、再生利用物として使ってもいい、当然使うべきだという法律があるのです。別にまた、法の資源の有効な利用の促進に関する法律、この総則の中にも再生資源、再生利用物として取り扱わなければならないという、こういう二つの大きな法律があるのです。にもかかわらず、市は、一般廃棄物としてさっき私が言ったような、してはならない。地域の人に言ったら、これはびっくりしますよ。そんなばかなことをしているのかということを、今やっているのです。

そこで、ちょっと清掃の方に、あなた方の今の市条例は、私は改正をせねばできんと思うのですけれども、市条例では、これは改正された法律は「資源の有効な利用の促進に関する法律」となっておるけれども、市条例では、条例を改正せんとはできんと思えますから、これはここで指摘を、時間がないからこれは指摘をしておきます。どこを指摘するかというと、余り変わらんののですけれども、市条例では「再生資源の利用の促進に関する法律」と書いておる。これは、もうそんな法律はないのです。似ておるけれども、「資源の有効な利用の促進」というふうに書いてあるから、その辺は条例を変えんとこれはおかしいのです。早急にそれは事務手続きで変えた方がいいと思う。

そこで、六分しかなくなったから、大変うれしいような顔をしておるけれども、教育委員会、今、清掃ではこれは一般廃棄物ではなくて「再生利用物」だというような見解を示した。ところが、あなた方は、「一般廃棄物」として業者に委託をして委託料を払っておる。もうはしょりますけれども、その払っておる金額は、当初百七十万円、年間百七十万円と言っておったけれども、実際それは予算であって、見積もりをし落札したら約八十八万円という話が来ました。しかし、八十八万円たって、ばかにする金ではないですよ、八十八万円もしておるわけだから。それをただでとろうという業者がおるのではないですか。それをはねのけて、これは「一般廃棄物」とあなた方は決めた、その論拠は何ですか。と同時に、今、四月からだから四、五と二カ月。あと六月から来年の三月まで、ずうっとこのまま続くわけ。そうすると、もう今は入札に付しておるわけだから、入札ではなくて契約書を交わしておるわけだから、当然これは契約違反になりますよね。そうすると、この問題については、教育委員会としてどう考え、今回については考え、今後どのような処理をしようとしておるのですか。

○学校教育課長（小畑善実君） お答えいたします。

議員さん御指摘の件につきましては、重く受けとめていますし、資源の有効利用、リサ

イクル等の観点から、関係機関と十分協議しまして、よりよい方向で処理させていただきたいと考えています。

○二十六番（内田有彦君） 市長、聞きましたか、市長。聞いた。関連機関と協議をする。何の協議をするのですか、あなた。再生利用として認めておるのですよ。あなた方も今、認めたのでしょうか。認めたら、何をするのですか。そういう感覚が、私はおかしいと言っておる。ただとって、とらせてくださいと言ったら、いや、それはだめだ。そんなことがあっていいものかと思う。だから、あなたが言うように、今後、関係機関と何を一体協議するのですか。再生資源としてあなたはすると、そう言うのですか。どうなのですか。教育長、あなたはどうかい。

○教育委員会次長（田仲良行君） お答えいたします。

ただいまの二十六番議員の御指摘のように、私ども、一般廃棄物として処理をさせていただいておりました。それが今、間違いということに気づきましたけれども、その点につきましては、この後、契約の見直し、違約金等の問題が絡んでくると思いますが、その辺で一回検討させていただきたいと思っております。

○二十六番（内田有彦君） ああ、そういう意味ね。それも含めて契約を交わしておるわけだから、私は、それは交わしたのを破棄するとなるといろんな問題が起こってくるから、これは問題だなと思うけれども、あなた方が、やっぱり少し考え違いしておったと。しかし、これは少しではないのですよ。これは大変な問題ですよ。今、ごみ問題でリサイクルをどうしたらいいかというのが、一番関心事ではないですか。一トン当たり市は幾らかかっていると思うのですか、金が。だからそういうことは、すぐ頭にぴんとこなければおかしいんです。そして、向こうと、清掃課ははっきりしておるのだから、何でそのときそんなことをせんかったのかと。私は、その辺の説明したら、いろんな電話のやり取りとか何か知らんけれども、その辺であなた方のやっぱり勘違いというのか、そういうのが大きくあったのだと。今、大変な、してはならんことをしたとあなたが言うから、それはそれで、私はそれ以上責めたってしょうがないから、問題は、あとそういうことも含めて今から三月までどう検討するのか。それぞれ検討してほしいし、さらにはもう一個言うなら、来年どうするのですか。それを聞きたいのですよ。そここのところは、今からどうするのですかということを知りたいのです、今から。どうなのですか。あと一分あるけれども。

○教育委員会次長（田仲良行君） お答えいたします。

今後の問題につきましては、今、議員さん御指摘の再生利用ができましたら、その辺で今までのように業者に無料でというふうな利用計画を立ててまいりたい。その辺も含めまして検討してまいりたいと思っております。

○二十六番（内田有彦君） 「検討」という言葉があるのですか。再生資源として利用するというのですか。「する」というのでしょうか、「検討」ではない、「利用する」と、それでいいのではないですか。だから、どうもその辺が、あなたは、教育次長に今度なられ

た人か知らんけれども、やっぱりそういう基本的な一番大きな問題というのは、こんな間違いが絶対ないように。そして、これはさっき言ったような方向で対処してください。また何かの機会にこれを、どうなったか聞きたいです。

それから、あとゼロ分、あと一分ありますから、あと、実は美術館の問題があるのですけれども、これはもう言うておるときりがないのですけれども、これは、大変な美術館の問題があります。これは、この次の議会にする、ということです。

○議長（三ヶ尻正友君） お諮りいたします。

本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす二十二日及び二十三日の二日間は、休日のため本会議を休会とし、二十四日定刻から一般質問を続行いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三ヶ尻正友君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の一般質問はこの程度で打ち切り、あす二十二日から二十三日までの二日間は、休日のため本会議を休会とし、次の本会議は、二十四日定刻から一般質問を続行いたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後五時四十九分 散会